

1. 議事日程（平成29年第1回北広島町議会定例会）

平成29年2月6日  
午前10時開議  
於 議 場

- 日程第1 議案第28号 工事請負契約の締結について  
（（仮称）戸谷集会所新築工事）  
日程第2 一般質問

一般質問

《参考》

- 梅 尾 泰 文 「評価された地域の学校」大臣表彰おめでとう  
危機迫る低空飛行と住民被害  
保育園児の受け入れは万全か  
宮 本 裕 之 冬期間における除雪の課題を問う  
中 村 勝 義 どうなる 平成30年産からの米作り  
中 田 節 雄 「ひろしま版ネウボラ」への対応は  
室 坂 光 治 そば生産者の意欲向上について問う  
大 林 正 行 障害者差別の解消施策を問う  
通学路である歩道の除雪は

2. 出席議員は次のとおりである。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 真 倉 和 之  | 2番 中 田 節 雄  | 3番 久茂谷 美保之  |
| 4番 加 計 雅 章  | 5番 梅 尾 泰 文  | 6番 森 脇 誠 悟  |
| 8番 室 坂 光 治  | 9番 中 村 勝 義  | 10番 伊 藤 久 幸 |
| 11番 浜 田 芳 晴 | 12番 藤 井 勝 丸 | 14番 田 村 忠 紘 |
| 15番 美 濃 孝 二 | 16番 大 林 正 行 | 17番 宮 本 裕 之 |
| 18番 藤 堂 修 壮 |             |             |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- 13番 蔵 升 芳 信

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- |               |                |                |
|---------------|----------------|----------------|
| 町 長 箕 野 博 司   | 副 町 長 空 田 賢 治  | 芸北支所長 成 瀬 哲 彦  |
| 大朝支所長 清 水 繁 昭 | 豊平支所長 多 川 信 之  | 危機管理監 五反田 孝    |
| 総務課長 古 川 達 也  | 財政課長 信 上 英 昭   | 企画課長 畑 田 正 法   |
| 税務課長 西 村 豊    | 福祉課長 清 見 宣 正   | 保健課長 福 田 さ ち え |
| 農林課長 藤 浦 直 人  | 商工観光課長 沼 田 真 路 | 建設課長 砂 田 寿 紀   |

町民課長 坂本伸次 上下水道課長 浅黄隆文 消防長 田辺弘司  
学校教育課長 石坪隆雄 生涯学習課長 佐々木直彦 会計管理者 畑田朱美  
国土調査事務所長 林 秀治

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤堂修壮） おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第28号 工事請負契約の締結について

○議長（藤堂修壮） 日程第1、議案第28号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第28号について概要を説明します。追加議案書の1ページをお願いします。議案第28号、工事請負契約の締結についてです。本案は、（仮称）戸谷集会所新築工事について請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては担当から説明します。

○議長（藤堂修壮） 豊平支所長。

○豊平支所長（多川信之） 議案第28号、工事請負契約の締結について、豊平支所よりご説明申し上げます。1、工事名、（仮称）戸谷集会所新築工事。2、工事場所、北広島町戸谷。3、工期、北広島町議会の議決のあった日の翌日から平成29年8月31日まで。4、請負金額7347万2400円。5、請負者、広島県山県郡北広島町都志見567番地、株式会社竹下建設豊平営業所、所長、河野武彦。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤堂修壮） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

- 議長（藤堂修壮） 日程第2、一般質問を行います。質問通告が重複したものがありますので、答弁が終わったものについてはご配慮ください。また、答弁においても簡潔に行うようお願いをしておきます。質問時間は30分以内です。登壇して、マイクを正面に向けて行ってください。質問の通告を受けておりますので、5番、梅尾議員の発言を許します。梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 5番、梅尾泰文でございます。今期最後の議会でございます。運よく一般質問の通告を出しましたところ、トップバッターということで決めていただきましたので、元気よく行っていきたいというふうに思います。そしてまた来期も、ぜひこの場に立てたらなというふうにも思っているところであります。さて、大綱3点でありますけれども、1問目が、評価された地域の学校、大臣表彰おめでとうという非常に爽やかで、そしてまた、ほんわかとしたタイトルで出ささせていただいておるわけでありまして、最近、地域の子供たちが活動している姿や登下校の態度、学校での姿勢など随分変わってきていると感じているところであります。自分の地域にたくさんの子供たちがいるから、そういうふうを感じるのかもしれないけれども、以前の私たちが小さかったころのように、遊びのチームリーダーがいて、まとめながら、遊びを指導しながら楽しんでいるというような状況が現在あるなというふうに思っています。そしてまた、挨拶もよくしてくれています。挨拶に対して返す自分が何となく照れくさくなったりするというふうなことも経験をしているところであります。また言われなくても、子供たちの方から、自分から動きながらというふうな好意的な行動があるということに接しているわけがあります。これは保育園児から高校生まで共通しているというふうに私は思っています。冒頭に、最近はというふうに言い出し始めましたけれども、この状況は以前からのものではないだろうというふうにも思っています。いつ頃からか、どういう取り組みを誰が起こして、仕掛けをして、このようになったのかなということをし少し遡っていただいて、今があるんだよということをお聞きしてみたいなというふうに思います。そして昨年12月8日に千代田地域学校共同活動ということが文部科学大臣表彰を受けられました。その受賞祝賀会が1月13日にあったということで、私もその場に行かせていただいて、参列された方が63名、これは学校関係、地域関係、いろいろな方たちがお集まりになられて、そのお祝いをしたということであります。その中で、経過もお聞きをしてみましたけれども、いろいろとそれこそ仕掛けをし、努力をし、取り組みをされたという結果が現在につながってきている。学校や地域のかかわり、そしてふるさとへの思いなどがかかわってきたなどというふうに納得をしたところであります。さて、本町では、私は、知・徳・体、というふうに書いておりますけれども、本町の場合は、体・徳・知、というふうに、ずっと以前から言っておりますけれども、その取り組みの中で、どのセクションも評価に値する数値等が出ているというふうに聞いていますが、どのような効果が出ているのかということをお聞きをしてみたいというふうに思います。
- 議長（藤堂修壮） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） 学校においては、今年度、教育推進構想の中のキャッチフレーズを北広島で夢を育て、ふるさとを受け継ぐ人材の育成、体・徳・知、の取り組みをベースに、新しい変化と特色を生かした学校とし、教育活動に取り組んでいます。評価に値する数値等については、体・徳・知の、体、では、平成28年度体力・運動能力調査において、結果が公表されています。小学校5年生では、男子県内2位、女子は県内7位、中学校2年生では、男子5位、女子5位でした。昨年の平成27年度においては、小・中男女とも1位でございました。

次に、徳、については、数値としてあらわすことは困難でございます。知、についてでございます。県の行う基礎・基本定着状況調査において、各教科の合計で見ると、小中学校ともに平均を上回っております。今後とも授業改善や家庭学習の充実を図り、改善をまいります。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） どのような取り組みをされて、今の結果が生まれたのかという、どのような取り組みをといたところはなかったようではありますが、結果として、体は、27年度でいえば、県内で男女ともトップであったということでもあります。それから、知のほうでも、県内平均を上回っているということでもあります。結果は、そのような状況ではありますが、さらに、そこに行くまでの経過が本当に地道な努力があったのだろうというふうに思うんですけども、そのところを少しまたお聞きをしてみたいというふうに思います。今、ふるさと学習とかいうことがそれぞれの学校、生徒、児童のほうでも行われていますけども、一旦都会に出ても、またふるさとに帰ってこようというふうな取り組みが教育の中でされているというふうに思いますが、そのところも詳しくお聞きをしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 1点は、各学校において、教諭がわかる授業を創造しようと指導力の向上を目指して取り組んでおるということでございます。それから、もう1つは、子供たちが落ちついて学習ができる学校環境ができているということが、そういう状況が生まれているというふうに思っております。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） ふるさと学習の関連について、生涯学習課からお答えいたします。次代を担う子供たちが地域の大人の姿や支援を通じて、町の自然、歴史、文化のすばらしさを体感、享受することにより、ふるさとに愛着や誇りを持ち、将来、北広島町に帰りたい、住みたい、北広島町に貢献したいと思える子供を育てようと平成27年度から北広島ふるさと夢プロジェクトに取り組んでおります。ふるさと夢プロジェクトは、本町の主要施策である、若者定住の柱と位置付け、町を挙げて推進しているところでございます。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 何か私がもう少しお聞きしたいなというところまで突っ込んだ話にならないんです。私は、今の状況が非常によくなってきている、そこまで来るのに大変な苦労があっただろうということをお聞きをして、そこから先がむしろ行政側が言いたくてしょうがないんだけども、うまく向けてくれたから、こういう成果が出たということが述べたいんだというふうに思って質問をしているんですけども、何かなかなか深まったことになっていないかなというふうに思うんですが、いずれにしても、現在は非常にいいということを思いながらの質問であります。今、清掃ボランティアを生徒さん、児童さんが積極的にかかわっておられるのを町内でもいろいろと見させていただいております。そういうところへの学校側からの児童生徒さんへの進め方というふうなこと、あるいは意義等についていろいろとあるのだろうというふうに思いますが、そのところをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 千代田地域におきましては、今回、文部科学大臣表彰を受けました、千代田地域学校支援連絡協議会にかかわりまして、小学生から高校生までが一斉清掃ボラ

ンティア活動に取り組んでおります。また、ふるさと夢プロジェクトの開始以降、千代田中学校、千代田高等学校生徒が花田植、ファミリーフェスタ、産業フェア、千代田祭りといったイベントにボランティア参加する姿が多く見られるようになってきております。他地域におきましても、さまざまな活動が行われております。その一例を紹介をいたしますと、芸北地域では、芸北小中学校、加計高等学校芸北分校が毎年7月に開催されるクリーン太田川に、また、芸北小学校5・6年生の希望者が雲月山の山焼きに参加をしております。大朝地域におきましては、新庄小学校、大朝小学校、大朝中学校、新庄中学・高等学校が地域や施設の一斉ボランティア清掃を実施しております。また、毎年秋に開催されます大朝ふるさと祭りには、出演者やボランティアとして参加をしております。豊平地域では、豊平小中学校が合同で、龍頭山登山道の清掃活動を毎年続けております。また、そばまつりには、小中学校が踊りや合唱で出演し、一昨年からは、中学校のそば打ちクラブが出店し、人気を博しているところでございます。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 小学生、中学生、高校生が地域の中に出て、いろいろな取り組みをしているということが今分かったわけでありまして。そして、それぞれの地域でそれぞれの活動をしておられる。まず、小学校、中学校、高等学校、保育所もそうでありますけれども、それらの横のつながりというか、連携というのが、また、そういう地域の中に出ていくのには必要なということもあったりするかと思いますけれども、そこら辺の連携の状況はどのようになっているかというのを聞きしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 連携の状況でございますが、保育所と小学校の連携につきましては、各小学校において、主に入学する子供のことについて連携を行っております。また、小学校と中学校については、各中学校区で教育研究会の活動を行い、教職員の連携、また、子供同士の交流を行っております。中学校と高等学校については、芸北では、合同体育祭等の行事、また、教員の相互乗り入れ授業を行っております。千代田地域においても、小・中・高の校長が毎月校長会を行うなど連携を深めています。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 保育所、認定こども園と小学校の連携について説明をいたします。就学前となる年長児童が小学校訪問や授業体験などを計画的に行い、小学校の環境になれ親しみ、明るい希望を持って入学できるよう配慮しております。児童個々の特性や発達状況を知らせ、子供の育ちを小学校教育につなぐため、保育士と教職員の連携によって、状況提供を密に行っております。また、入学後に保育士が学校を訪問し、児童の様子を確認する機会を設けるなど、入学前後の児童を見守る体制を整えております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校というふうな近いところの連携というのは、今お聞きをしましたけれども、それを今度は、垣根を飛び越えて、保・小・中・高・大学というふうなところとの連携というのは、私、以前、芸北地域でそのような取り組みがあるやに聞いたことがあるわけですけども、そういった総合的な連携という部分については、どのように行っておられるかということをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 学校教育課長。

- 学校教育課長（石坪隆雄） 総合的な連携というところで、大学までというところは、私認識はしておりませんが、先ほど申しましたように、各中学校ごとに教育研究会、ブロック研究会を立ち上げております。その中には、保育所、小学校、中学校、高等学校の先生方が連携をして研修会を行っており、それによって交流をしているという状況はあります。以上でございます。
- 議長（藤堂修壮） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 教育委員会の方で、大学とのつながりということまで把握していないということですが、突然に振ってまことに申しわけないんですが、芸北支所長のほうで、そのような情報とかをお持ちではありませんか。
- 議長（藤堂修壮） 芸北支所長。
- 芸北支所長（成瀬哲彦） 芸北支所からお答えいたします。芸北支所のほうで、保・幼・小・中・高一緒になって、いろんな活動しておりますが、これといたしまして、それぞれの先ほどからありますように、行事で関連を持ちながら進んでいるところは事実でございますが、今、これとってご紹介することがないのではないかと思います。ただ、常に連携を取りながらやっておられるのは事実でございます。
- 議長（藤堂修壮） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 大学とのということをお聞きしたわけですが、突然に振ったんで、そこまでの答弁という準備がされていなかったということもありますから、結構でありますけれども、町内の中学校から高校への進学ということは、小規模ではありますけれども、高等学校、地元にあります。その地元への進学率の状況をお聞きしたい。だから、千代田地域の千代田中学校から千代田高校へどのぐらいの方が進学をされるのか。あるいは芸北地域の中学校から加計高校芸北分校に進学されるのかという、進学率のことをお聞きしてみたいと思います。
- 議長（藤堂修壮） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） 進学率のことでございますけれども、平成27年度の中学校3年生の地元高校への進学でございます。まず、芸北中学校から加計高等学校芸北分校の進学率でございますけれども、78%でございます。それから、千代田中学校から千代田高校への進学率は40%でございます。なお、地元高校、新庄高等学校含めると、進学率は60.5%でございます。以上でございます。
- 議長（藤堂修壮） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 加計高校芸北分校への進学率は78%ということで、非常に進学率が高いということでもあります。これも長年いろいろな取り組みをされた結果がこういうふうになっているんだろうというふうに思います。少し残念なのは、千代田中学校から千代田高校、あるいは新庄高校への進学率が60.5%ということで、かなり地元の高校以外のところに流出されておられるのかなというふうに聞くわけですが、そうはいいながらも、いろいろな手だてをして、地元の高校を盛り上げていこうというふうな取り組みがされるはずでありますし、今からもされるだろうというふうに思います。以前、大分県の安心院中学校と安心院高等学校というところの校長先生が千代田に来られて、以前、地元の中学生が地元の高校に来ないということを憂いて、いろいろと作戦を練ったりしながら、地元の高校への進学率を高めてきたということを報告をされて、すごいなというふうに思ったわけですが、そういうところへの取り組みは、今、この町はされようとしているのかどうなのかというのをお聞きしてみ

たいと思います。

○議長（藤堂修壮） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 平成23年の11月1日に大分県の方から講師を招いて、高校を盛り上げようということで講演会が開かれました。それ等を基本としまして、北広島町としましては、何点かの事業を展開をしております。1つは、高校支援の補助金でございます。特色ある高等学校をつくっていただくということで、高校支援の補助金を出しております。2つ目は、クラブ活動、高校のクラブ活動への振興補助金を出しております。それから、もう1点目は、連携型中高一貫教育推進実践研究校としまして、芸北中学校、高等学校に補助金を出しておりますし、それから千代田中学校と高等学校のほうにも研究の補助金を出しているということでございます。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） それぞれ取り組みをされているということで、3点の報告がございましたけれども、そのことを進めるということが地元の高校を活性化する。あるいは進学率が高まるということにつながるのか。それ以外に方法はあるけれども、なかなか手つかずでいるんだよという状況なのか、これからの目標というのをさらに聞いてみたいというふうに思います。

○議長（藤堂修壮） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） どちらにしましても、地元の高校へ進学率が高くなるということは、やはり地元にとどまっていたく生徒が増えるということでございますので、やはり中学校、高等学校の連携、それから地域の支え合いということが必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。どちらにしましても、進学率を高める方向に事業を進めていきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（藤堂修壮） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） これから進むべき方向というのをほんわかと丸くまとめて答弁いただきましたので、そのような方向で、しっかりと進めていただきたいというふうに思います。それでは、2問目に入りたいと思います。2問目は、危機迫る低空飛行と住民被害ということであります。今、低空飛行の米軍岩国基地から飛び立つ低空飛行でございますけれども、このたびの行政報告の中でも、2ページであったろうと思いますけれども、10月と12月の八幡地区、美和地区、芸北支所、大朝支所というところで、騒音の測定をしているということの件数と、それから音のどのぐらいの騒音が出ているのかというデシベルの数値が載っているわけでありまして。今、この北広島地域というのは、米軍が勝手に決めておりますけれども、エリア567であるとか、ブラウンルートでというふうな名称をつけながら、航空訓練の空域にされているわけでありまして。非常に県内の中で、一番北広島が騒音の被害を受けているというのが常に報道、あるいは新聞などで出されているわけでありまして。さらに、これから、その危機が高まっていくことになるわけでありまして、神奈川県厚木から空母艦載機が60機ぐらい来るといふこと、それと先日はまた、非常に危険性の高い新しい戦闘機が岩国に3機ぐらい設置をされたということになりますと、これまでも非常に騒音被害があった。あるいは落下をする危険性もあったという状況がさらに増してくるのは必然であります。県としても岩国の、県も市もそうでありましょう、広島県もそうでありましょうけれども、その被害を国に訴えて、その被害をなくする方向に努力はしているように報道されたりしますけれども、それでも騒音はやみません。芸北の学校では授業が成立しないぐらいの騒音があるということでありまして。まず、測定をさ

れた数値をどういふふうな扱いをして、どのように対処して、この被害を和らげようと、なくそうとしておられるかをお聞きしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壯） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 騒音に対する対応はということだろうと、質問の内容はそういうふうに受けとめておりますが、最近、低空飛行の騒音による直接的被害の報告は今のところありません。平成11年1月14日の日米合同委員会の在日米軍による低空飛行訓練についての6項目合意の中で、1番のところで、在日米軍の航空機は、原子力エネルギー施設や民間航空機の場所を安全かつ実地的な形で回避し、人口密集地域や公共の安全に係る他の建造物、学校等に妥当な配慮を払う。2番のところで、国際民間航空機や日本の航空法により規定される最低高度基準を用いており、低空飛行訓練をする際、同一の米軍飛行高度規制を現在実施している。5のところで、在日米軍は、日本国民の騒音に対する懸念に敏感であり、週末及び日本の祭日における低空飛行訓練を米軍運用即応態勢上必要から不可欠と認められるものに限定するとあります。町としては、住民や施設に被害があった場合、2番目に、公共の安全に係る他の建造物、学校、病院などへの配慮を怠った低空飛行、3つ目に、週末及び日本の祭日における低空飛行、4つ目に、高度150メートル以下の低空飛行、5番目に、100デシベルを超える爆音があった場合、実態があった場合には、速やかに関係機関への報告を行うとともに、状況に応じては、米国や国に対し、抗議や要請を行います。また、騒音測定器の結果だけではなく、町民や職員からの目撃情報を収集し、毎月県に報告を行っております。以上が状況でございます。

○議長（藤堂修壯） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） このたびの行政報告では、10月と11月しか飛行回数、目撃件数等は載ってないんですけども、12月は間に合わなかったのかもしれないんですけども、この10月と11月だけの北広島町が出された被害件数等について見れば、12月も1月も、ないということではないと思いますし、私も先日、芸北に行っておりましたら、機影は見えませんでしたけれども、音はゴーゴー言ってるのはありますから、たしか、空の上では飛んでたろうというふうに理解をします。そして、この表の書き方で、最大値が例えば10月の場合、最大値が110.5、八幡であります。110.5のデシベルであります。マックス。その下には70デシベル以上の回数が載っていますが、93回というふうに載っています。目撃実日数も17日、目撃件数が108件というふうにあるわけですが、これの数値を見たときに、住民に被害がないわけはありません。そこら辺を、まず、この表つくられて、70デシベル以上の回数というのは、あえて特出されておるのは70デシベルに何かの意味があるんだろうというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（藤堂修壯） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 70デシベルというのが、一般に騒音と感ずる大きさだと認識しております。その70デシベルを超えると、人間がうるさく感ずる音量となるということです。

○議長（藤堂修壯） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 70デシベル、人間が通常生活をする上で、言うてみれば、耐えられないところの数値の基準が70デシベルぐらいであるのかなというふうに思います。ですから、かなりその基準値というのは大切なことでもあります。それが93回も10月にはある。11月には102回もあったんです。そういうふうなことを聞きながら、なかなか国や米軍の方に訴える

ことができないと。さらに、先ほども言いましたように、さらに、極東第一になるぐらいの岩国米軍基地になるということでもありますから、非常にそこからの戦闘機の離発着というのは、これから本当に増えてまいります。危険が増してきます。そののところがしっかりと認識をして、これからどのような形で、町民を、あるいは周辺地域の住民を守っていくのかということが本当に課題になるだろうというふうに思います。その取り組みを今、何かされていますか。これからしようとしておられますか。お聞きをしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 町として、過去にも抗議や要請を行っていますが、平成28年後半の在日米軍機のたび重なる墜落や不時着などの事案が発生した際の平成28年12月15日にも防衛大臣、外務大臣及び米国大使館、岩国基地へ地元自治体の声を真摯に受けとめ、早期の原因究明や情報公開、米軍機の訓練による地元住民の不安の増大や騒音による生活環境を悪化させることがないよう、要請書を発送しております。今後も、機体の数が増えるので、状況を注視し、対処していきたいと考えております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 抗議等もしておられるようでありますけども、この町として、被害を受けている関係市町と連携をしながら、以前は、君田村の村長が中心になって、騒音の規制をするという、そういう期成同盟というふうなのをつくられて、県や国に対して発信もグループでしておられたということですが、この北広島町は一番被害が多い町であります、その先頭に立って、この町が関係市町と政府等への取り組み等を進めることができるのかどうかというのを、以前も町長にお聞きしましたが、少し緩やかなといいますか、濁したといいますか、はっきりしたものがなかったようにも思いますけども、再度お聞きをしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 町長。

○町長（箕野博司） アメリカの低空飛行の目撃が多い本町では、以前もお答えをさせていただきましたように、同じような思いを持っている市町と連携をしていこうということで、廿日市市、安芸太田町、三次市と情報交換などの連携を行っております。まずは、この低空飛行の情報共有をしていこうということと、各市町のホームページから他市町の関連情報を見やすくしていこうということで進めております。日米両政府や岩国基地に対する抗議、要請活動での連携など、今後も引き続き、取り組みを検討してまいりたいと思っております。1回目は、北広島町に集まっていただいて協議をさせていただいたところでもあります。

○議長（藤堂修壮） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 北広島町に集まっていただいて、関係機関と関係自治体とで話をしたということですが、それは、これからどのようなことを行っていこうということを具体的に話された内容でしょうか。

○議長（藤堂修壮） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 今、町長が言われましたとおり、今現在はホームページから他市町の関連情報を見やすくするなどの連携を行っておりますが、3月の後半にも、もう一度ここに集まって、これからの進めるべき方向とか機体が数が増えたりするような方向を検討していきたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 今、騒音の被害ということで、生存権が脅かされる、あるいは教育を受ける権利が侵害されるというふうなことが本当にこの町で起こっているわけでありまして。そこをしっかりと受けとめていただき、そういう状況から脱却をするといえますか、そういうようなことがないような方向にぜひ持って行っていただきたい。先日、島根県の旭町の保育園のあたりに行きまして、浜田市の職員がその保育園の上空を1時間余り、爆撃機がゴォーと言いつつ、ずうっと飛びまくっていたというのをビデオでずうっと聞かせていただきましたけども、本当にすごいことで、子供さんたちはおびえているという状況であります。今、そのことがたまたまこの町にはない、1時間もないというふうなことはないわけでありまして、そういうことを平気でやってのけているということでもあります。アメリカの幹部、あるいは日本に対しての官僚には、安全に配慮するとかいうふうなことは言ってますけども、事実、乗って飛んでいるパイロットの方たちにまでその話がいっているとは到底思えないという状況がありますから、ぜひ、そこら辺もしっかりと認識いただいて、これから安全・安心、そして恐怖が起こるような実態を取り除くという努力をさらに進めていただきたいというふうに思っておりますが、副町長が発言したいということでもありますから、どうぞ。

○議長（藤堂修壮） 副町長。

○副町長（空田賢治） 議員がご指摘のとおり、米軍の発表によりますと、新聞報道によりますと、厚木基地から米空母艦載機の一部が岩国基地に移されるということで、間違いなく中国山地における低空飛行訓練やそれに伴う騒音被害、また事故発生リスクということについては懸念される状況になっております。本町といたしましても、先ほど来説明しておりました騒音測定器による実態把握とその結果、ほかにも町民の皆様からの目撃情報などを町で取りまとめ、関係市町とともに県に報告して、国の対する住民の不安の増大や生活環境を悪化させることがないように、強く要請してまいりたいと思っております。いずれにしましても、住民の安心、安全、暮らしを守るという基礎自治体としての役割を果たすということを全力で取り組んでまいりたいと思っております。なお、連携市町の会議の日程、3月末と先ほど言いましたけれども、これはまだ、事務的に調整する話でございまして、今後、引き続き取り組みをするに当たって、次回はどうかということをお話している段階で、お含みおきいただきたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 私は、この低空飛行の被害の問題は、過去12年間で6回質問をしてきました。その成果の一つとしては、町が騒音測定器を購入して、その騒音測定器の数値によって、具体的に何をしようかなという方向に進んだということは間違いはないというふうに思っております。これから先、その数値も利用しながら、廃止に向けての取り組みをさらに進めていけるだろうというふうに期待をしながら、低空飛行の問題は終えたいというふうに思います。それから最後の質問であります。3問目でありますけれども、保育園児の受け入れは万全かということでもあります。今、全国的には、保育園入所にかかわって待機児童ということで、なかなか保育園に入所できないという問題があるわけでありまして。本町には、そのような状況はないのかなというふうに思うわけでありまして、本町では、こども園を含めて13園あります。定数が20人のところから120人規模の保育園があるわけでありまして。トータルで約600人ぐらいの受け入れがされているということでもあります。まず、本年度の待機児童や居住区域外への保育所入所はどのぐらいあるかということをお書きしておりますが、待機児童があるかということと、それから、地域の一番近いところに保育園があったら、そこに本来行くの

が一番近いですからいいんですけども、そうでなくて、そこの保育園がいっぱいだから、少し離れたところに空きがあるんで、そっちに行ってねというふうなことがどのぐらいあるかというところでお聞きをしておるんで、そういうところでご回答いただければというふうに思います。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） まず、待機児童の件ですけども、今年度は待機児童はありません。ここ数年待機児童はありません。また、居住区域外への保育所入所についてですけども、居住区域にかかわらず、保育所を自由に選べる状況になっております。町在住の入所児童数約620人のうち4分の1に当たります約160人が居住区域外の保育所等へ入所されておる状況です。以上です。

○議長（藤堂修壮） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 600人の保育園児等がおられる中で、160人が近くのところではないところへ今入っているということではありますが、かなりの方が、それが離れたところが目的だったという例もあるでしょうし、そうでなくて、近くがあるんだけど、そこが満杯だったから、そこをクリアしなければいけなかったということもあるんだろうと思うんですが、どちらがそれが多いんでしょうか。保護者の願いのほうが160人の比率の中では多いのか。いや、保育所の事情で160人の方たちが違うところへ、自分の思ったところでないところへ入所しなければいけなかったという比率はいかがでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 区域外の入所理由につきましては、保護者が希望された事例が全てです。その理由については、通勤先に近いとか、保育所の保育方針等々に好みがあったりするなど、保護者の方があえて居住区以外の保育所を希望されているのが実態でございます。

○議長（藤堂修壮） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 理想的な配置の仕方になっているのかなというふうに思っているところがあります。それでは2点目でありますけども、保育の児童数や保育年齢に応じて保育士の人員配置が決まっていると思いますが、それは法律の定めによって適正に運用されているというふうには思いますけども、そのようになっているかどうか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 保育士の人員配置につきましては、議員がおっしゃるとおり、厚生労働省及び北広島町において定めます児童福祉施設の運営基準を満たした人数となっております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 適正に配置がされているということで安心をしたところでもあります。さて、12月の議会、今、2月の議会ですけども、12月の議会で、公立保育所のことについての答弁であったというふうに思いますけれども、合併後に保育士が退職をされたということがあります。何人退職されたかというもお聞きをしますけども、その退職後の補充が正規の職員ではなくて、臨時あるいはパート職員で賄われている、来ていただいているというふうにお聞きをしましたが、その状況をもう少し詳しくお聞きしてみたいと思いますが、よろしく願いします。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 公立保育所におきましては、常勤職員の約半数を臨時職員で運営してお

ります。管理運営等は園長、所長、主任など正職員で対応しております。一方、臨時職員も適正に職務を遂行しておりますので、臨時職員が多いことが保育の質に直接影響しているとは考えてはおりません。以上です。

○議長（藤堂修壮） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 合併してから12年になりますけども、その間の保育士が退職された人数をまずお聞きをしてみます。

○議長（藤堂修壮） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 退職者の人数ということで、総務課のほうからお答えをさせていただきます。平成17年合併時からの保育士の退職者の人数は7名でございます。

○議長（藤堂修壮） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 少子高齢化ということがささやかれて久しいわけでありまして。子育ての大切さと保育の重要性ということは常々聞くわけでありまして。今、合併時から保育士が退職された方が7名であります。7名退職されて、補充は臨時採用の方をお願いをしていると。臨時採用の方であっても保育士の資格は当然持っておられるわけでありまして。採用試験をしないから採用にならないだけであって、子育てに対しての情熱、熱意というのは、必ず熱いものを持っておられるわけでありまして。その方が職員になるというチャンスも与えられずに低賃金で働くという実情があるわけですが、なぜ採用試験をするということにならなかったのか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 総務課長。

○総務課長（古川達也） まず、お答えをする前に、保育士の職員の現状について少しお答えをさせていただきますんですけども、退職者を臨時職員でという答弁させていただきましたが、正確に申し上げますと、合併後、採用者は1人ございます。それから、先ほど退職者7名と申しましたが、幼稚園の廃園、廃止などによりまして、職種の変更して保育士となった者が4人でございます。正規な保育士の人数といたしましては、平成17年が22人、平成28年度については19人ということで、3名の減といったことになっております。なぜ、採用試験をしてこなかったのかといったご質問でございますが、行政改革におきまして、第1次、第2次と行政改革大綱作成しておりますけれども、民間委託の推進、民間との役割分担、事務事業の見直し、こういった観点から、町立保育所のあり方の検討に着手をしてきているところでございます。このことによりまして、町の職員としての保育士の採用を今までは見合わせてきているといったところでございます。

○議長（藤堂修壮） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 12月のときに答弁されたこととこのたび答弁されたことは、少しこのたびのが詳しく説明されて、幼稚園教諭と保育士ということの職種替えがあった。トータルとして、合併時と今では、正規の職員が3名減になったと。それに補充がないということの説明であったというふうに思います。行革大綱というふうなことを口にすれば、人員削減がまかり通るんだろうというふうな言い分のような気がしますけども、やはり保育というのは、いろんな部署で、大切な部署ばかりしかないわけでありまして、非常に大事な仕事であります。今の保育自体を軽んじて、日陰の存在になっているんだろうかなというふうに思われる節があるというふうに思ったりするんでありますが、しっかりと、そうはいつでも、責任の度合いもいろいろありますけども、正規の職員で賄っていくということを追求をしていただきたいというふ

うに思っていますし、さてさてということで、同一労働、同一賃金というのを今政府も言い始めていますけれども、同じ仕事をし、同じ責任を持たされて、賃金が違う、あるいは処遇が違うというふうなことがあってはならないよというふうな状況が今出ているわけでありまして、そのあたりの処遇の違い等について、どうなっているのか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 各保育所に配置しております保育士につきましては、多様な乳幼児の教育・保育ニーズなどに応えるためにそれぞれが責任と誇りを持って職務に専念をしているところでございます。町職員の保育士につきましては、給与の支給に関する条例、勤務時間、休暇等に関する条例などに基づきまして勤務を行っております。臨時職員につきましては、臨時職員雇用に係る取扱要綱に基づいて賃金や休暇等について定める中で雇用し、勤務をしていただいております。

○議長（藤堂修壮） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 正規の職員と臨時の職員の賃金の格差があるというのは私も承知をしております。休暇等の処遇については、ほぼ同じ条件になってきているのか、近づいてきているのかという、休暇の関係だけをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 先ほどもお答えさせていただきましたように、取扱要綱によりまして、休暇等についても定めておるところでございます。比較ですけれども、全く一緒ということには、申し訳ございません、ちょっとその辺の整理をさせていただきたいんですけれども。

○議長（藤堂修壮） 副町長。

○副町長（空田賢治） 私も全ての休暇の仕組み、ちょっと今把握しているわけではないんですけれども、どうしても臨時職員ということで、任期の定めのある職員ということなので、一般の職員とは休暇の制度で違う部分があります。今、ぱっと問題意識を持っているのは、例えば病気休暇など、例えばインフルエンザにかかられたときに出勤停止になったときに、それを、どうしても出てこないという部分については、多分無給の休暇になってしまうんだと思うんです。そこら辺の部分について、臨時職員の制度等どうするかということもありますが、安心して働いてもらえるためにどういうことができるかというようなことを引き続き考えていきたいと思っています。

○議長（藤堂修壮） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 臨時職員の方の休暇等についてもしっかりと、正規の職員に準ずるというふうな形になっていかななくてはならないのかなというふうに思っています。採用試験があれば、試験を受けたいという方たちがほとんどであろうと思いますが、そのチャンスがないわけでありまして、よりそういう部分については、処遇の改善ということを図っていただきたいというふうに思っています。それから、先ほど、保育園には園長がいて、主任がいてというふうなことで、責任のかかわり方といいますか、責任の重みも違ってくるんだろうというふうに思いますが、やはり園の運営ということ、あるいは早出、あるいは遅出というふうなことがありますが、それが正規の職員に逆に過重になったり、時間外が、勤務時間の延長とかがあるというふうなことがあるかもしれませんけれども、そこら辺の実態はいかがでございますか。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

- 福祉課長（清見宣正） 公立保育所におきましては、シフトをうまく組んでおりますので、時間外勤務が多くあるという状況にはありません。私立保育所におきましては、途中入所等々があった場合には、なかなか職員の配置等々に苦慮されておるのが現状でございます。以上です。
- 議長（藤堂修壮） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 過密労働がないということではありますが、そういう状況であるというふうに安心をしたわけですが、私が聞き及んでいる範囲でも、そうでないということも聞いていますけども、もう少し、しっかりとそういうふうな調査も行っていただいて、本当に今、課長が報告されたような過密労働がないという状況にぜひしていただきたいというふうにお願いをして、質問を終わります。
- 議長（藤堂修壮） 副町長。
- 副町長（空田賢治） 1つ目の質問の、大学との連携ということで、どうしても申し述べておきたいことがありますので、答弁をさせていただきます。直接、教育という活動ではございませんけれども、先日、広島大学との連携推進会議というのを持ちまして、副学長が出席されるんですけども、その場で、大朝中学校において、広島大学の留学生と英語を通じた連携交流をやっておられます。そこで、うれしいことを言っていました。もう数年間取り組みを進めているんですけども、明らかに英語での対応が上手になって、ものおじしないように大朝中学校の生徒がやっているというようなことがありました。こういうことをもっともっと伸ばしていきたいと思っています。また、芸北地域におきましても、茅プロジェクトでありますとか、せどやま再生事業、いわゆる木質バイオマスの関係で、広島大学のほうから、研究フィールドとしてたくさんの方が芸北のほうに来られておりますので、そこら辺との交流というものも今後伸ばしていけたらいいんじゃないかなというふうに思っております。
- 議長（藤堂修壮） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 今、副町長が言うての言葉を私は聞こうと思って質問してたんです。ということで終わります。
- 議長（藤堂修壮） これで梅尾議員の質問を終わります。暫時休憩します。15分より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 06分 休憩

午前 11時 15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（藤堂修壮） 休憩前に続き、会議を続けます。次に、17番、宮本議員。
- 17番（宮本裕之） 17番、宮本裕之でございます。さきに通告しております冬期間における除雪の課題を質問させていただきます。北広島町は、スキー場が6カ所あり、冬期間はスキー客でにぎわう地域でもあります。近年、地球温暖化と異常気象で、12月や1月初めまで積雪

のない年も見られるようになり、スキー場経営も深刻な状況となっております。しかし、いかに暖冬といえども雪の降らない年はありません。このような気象を生み出しているのがエルニーニョ現象、ラニーニャ現象といわれております。言葉を聞くだけでは、なかなか分かりにくいものなのですが、エルニーニョ現象では、冬は温暖化傾向になり、ラニーニャ現象では、夏暑く冬寒く、特に日本海側では大雪になることも予想されております。今年の冬も、このラニーニャ現象により各地で大雪が観測されております。近くでは鳥取県の智頭町では、1月23日からの1メートルを超える大雪で、国道373号線、53号線、鳥取自動車道などで240台からの車が立ち往生して、知事が自衛隊に災害派遣を要請をしております。こうした大雪が今後も予想され、住民の安全・安心を守るためにも除雪が重要となってまいります。現在、北広島町では、除雪体制が整っていると思われませんが、オペレーターの高齢化や建設業者の従業員不足で、このままで推移すると、除雪ができない状況が起きることも否定できません。そこで、除雪に対する課題とその対策をお聞きいたします。最初に、現在の除雪体制は本町全体が大雪に見舞われても対応できるような体制になっているのか、お聞きいたします。

○議長（藤堂修壮） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 大雪時の除雪体制の件でございます。建設課からお答えいたします。

大雪の程度ということになろうと思いますが、全てに対応できるような体制というのは整ってはおりません。また、住民の皆さんの満足度にもよると思いますが、それが全てかなうような体制ということにもなかなか難しいと考えております。ただ、直近の例を見ますと、平成22年度に豪雪となった例がございました。このときは八幡で190cm、大朝で70cmの積雪を見ております。このときの対応は、地域、学生等のボランティアの方々のご協力をいただいたこと、それからまた除雪業者の方も早朝から取りかかっていたいて、報告によりますと、除雪総延長が880km、出動日数が60日、除雪費も例年の3倍近くになったというような報告があります。現在におきましても、同程度の積雪であれば、皆様のご協力を得ながら、何とか対応できるのではないかというふうに思っております。ただ、それを超えるようなことになると、それはもう災害対策という観点から、地域防災計画に基づいて動かさせていただかなければならないかなと考えております。

○議長（藤堂修壮） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 建設課長の答弁お聞きして、それはごもっともです。大雪の状況もしかるし、そのときの除雪体制が今後どうなっていくかということもあると思うんですが、この雪、スキー場関係者にとっては大変必要なものというのは十分ご理解いただいていると思います。ですから、大朝、芸北にとりましては、雪は空からの贈り物というか、白いお金と言ってもいいんです。ただ、これ降り過ぎると住民生活に非常な困難が出る。雪が降らないと、春から夏にかけて水不足も考えられるときに、徐々に浸透した雪が水不足に対応してくれる。ありがたいものでもあるんですが、言われたように、38豪雪とか、平成18年、22年のように、2m近い雪という雪が局所的に降るのが、今のようなラニーニャ現象とかいう現象の中に起きているんだと思うんですが、建設業の方が主に対応されておられると思うんですが、この除雪作業の請負、これ地域別ではどういうふうな請負体制で、どういった国県道ある町道のバス道路路線とか請け負っておられるのか、そこら辺をお聞きします。

○議長（藤堂修壮） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 除雪の作業委託で、地域的なところでいかがかというところでござい

すが、地域別に申し上げますと、芸北地域では、町が委託しておりますのが7業者、大朝地域では10業者、千代田地域は15業者、それから豊平地域は9業者でございます。それぞれ建設業者の方がほとんどではございますが、中には組合でありますとか団体、それからリース会社といったようなところでお願いをしております。

○議長（藤堂修壮） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 主には、やはり主体となるのが建設業者という答弁だったと思います。地域の建設業者の方は、こういった大雪時の除雪はもとより倒木の撤去、また、がけ崩れが起きたときの土石の除去とか、こういった災害等にも大きな役割を担っておられます。こうした地域の防災にも貢献してきておられる建設業者の今の状況というのは大変厳しいものがあるということをご理解いただいていると思うんですが、せんだって、186号線の土砂崩れ、これいまだに、今、復旧の見通しが立ってないんですが、バリケードをやったり交通整理、全部これ地元の建設業者の方が、今も24時間通じて見守り、安全対策にかかわっておられます。こういったことで、やはり地域住民の安全・安心を守っていただく方の役割は非常に大きいものがある。そういったことで、今後とも、あともう一回、最後に公共事業の展開によって、この除雪が難しくなるんじゃないかという質問させてもらうんですが、この除雪がなかなかうまくいかない高齢者や体の不自由な方、今大変苦労されておられます。家の周りまでは、やはり除雪はしてもらえますんですが、生活道までは。それから自分の家まで、また、玄関先、家の周り、除雪ができない人も、高齢者の方もたくさんおられます。そういった方々の家の周りまでの除雪の対応についてお聞きしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 家路までの除雪という質問だろうと思いますけども、その除雪につきましては、みずから作業されるか、家族や親戚などで行われているのがほとんどではないかなというふうに思っております。みずから作業ができない方につきましては、地域の方々や民生委員、それからデイサービス、あるいは訪問介護サービスを受けておられる方につきましては、介護事業者などの善意によって行われているのが実態ではないかなと思っております。また、シルバー人材センターとか建設事業者に依頼されての除雪をされておるのが実態ではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 福祉課長は、芸北の生まれ育ちですから、この雪のことについては、大変事情もよく詳しいと思っております。どの家も、昔は家の周り雪囲いなんかもされていた家が多かったんです。近年、雪囲いもできないから、どうしても屋根から落ちた雪が建具やらガラスまで壊れそうな家をたくさん見かけます。だけど、どうしようもできない状況がある。今言われたように、デイサービスとかいろいろ利用される方も、なかなか除雪が早く来ないといけないという苦情とかもあると聞いております。何とか除雪ができない人、全く体が不自由で、家の周りの除雪もできないという高齢者たくさんおられますよね。やはりそれを自助、共助、いろんな形でしていく中で、児童民生委員の方やら区長の方がボランティアでやる、あるいは、自治区の1時間当たりの作業費は、工面してでもやるという地域もあります。そうしたところで、私は、以前除雪機の補助というのが何台かあって、それを希望されたところがくじで引き当てたところは持っておられる。私は、各支所に小型の除雪機1台ぐらいは確保して、児童民生委員の方でも持ってない方もおられる。こういった方が、もうすぐ無償で貸していただいて、

燃料代ぐらいは何とか負担してもらおうとかいうような形もこれからとっていく必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 除雪されてない実態はさまざまな状況があるのではないかなというふうに思っております。考えられることとしましては、その地域が作業困難な高齢者ばかりで、なかなかその助け合いができない状況にあったり、あるいは、その世帯が遠慮されて、なかなかその助けを求められないという状況もあろうと思います。また、地域によっては、その世帯になかなか踏み込めない実情があるのではないかなと、いろんなさまざまなことが想定されます。やっぱり今後は、個々の状況をしっかり把握して、その把握に応じた対応の仕方、新たな仕組みを考えていく必要があるのではないかなというふうに考えております。その仕組み、やり方については、場合によれば、町域全域で考えることも必要であろうし、また、旧町単位で考えていく必要もあろうかと思ったり、個別の地域で考えていく必要もあろうかと思ったり。いずれにしても自助・共助の流れの中で、そうした仕組みづくりを今後進めていく必要があるんじゃないかなというふうに考えてます。以上です。

○議長（藤堂修壮） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 福祉課長、思いやりのある温かい答弁で、期待をするんですが、芸北以外でも東北、北陸、そうしたところでもいろんな取り組みがされております。最初に言われたようなボランティアのこととか、岐阜県の高山市では、ひとり暮らしのお年寄りが冬場だけ移動して、旧教員住宅とか、空いた空き家の中を改造した家なんかを利用して共同で住まれる。12月から3月、一定の期間。といった取り組みをされている自治体もあります。芸北でいえば、ホリスティックセンターとか、仙水園でも冬期間だけでも住まわれるという部屋はあります。そういったことも今後考える必要があるんじゃないかと私は思うんですが、どうでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 宮本議員がおっしゃったように、他地域の実例もありますが、まず、個々の実態、どういうふうに思われているかというところの把握がまず必要ではないかなと思っております。その把握の中で、次に、どうした展開をしていけばいいのかというところをまた議論していくことが必要ではないかなというふうに考えてます。

○議長（藤堂修壮） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 支所における除雪機対応の答弁がないんですが、これは、今から各支所長にお聞きしてみようと思うんですが、この合併した後、豊平地域、平成18年ですか、家の前の除雪をしていたときに、屋根の雪が落ちてきて埋め込まれたというか、圧雪で押し潰されたという形で、女性の方がお亡くなりになられている。芸北でも、除雪機のロータリーに巻き込まれたというような事故も起きております。こういったことで、いろいろ除雪に対すること、建設業者やいろいろな方々にも、いろいろ苦情やら要望、また、これからどういうふうにしてほしいという期待感を持ったような意見もあると思うんですが、各支所におけるそういった対応、また今後の課題があるんじゃないかと思うんですが、今の支所における小型除雪機を配置すると。それを児童民生委員さん、いろんな必要と見られる方に無償で貸与していくというようなことも含めて答弁いただきたいと思ったり。

○議長（藤堂修壮） 芸北支所長。

○芸北支所長（成瀬哲彦） ご質問いただきましたことにつきまして、芸北支所からお答えをさせ

てください。まず、芸北支所につきましては、ご存じのように、非常に雪も多ございまして、先ほどありましたように、各業者の方につきましては、朝早く、もしくは夜中から対応していただいております。その関係で、当然、主要幹線道でありますので、多少の時間のずれが生じる場合で、どうかなという意見はありますが、今のところは皆さんご理解いただきまして、除雪作業はうまいこと進んでいるところでございます。先ほど言われました支所の配置しての除雪機等の関係でございますが、こういった状況になりますと、それも必要になってきようかと思えます。支所に常時しておいて、それでその内容によって使っていただくことも必要であろうかなとは思いますが、ただ、こちらのほうに置いて、またこちらのほう動かすには、芸北では地域振興協議会、もしくは地域を中心としたそういう組織でいろいろ考えて動いていただければ一番ではないかというふうに考えております。今からの課題として検討させていただければと思えます。以上です。

○議長（藤堂修壮） 大朝支所長。

○大朝支所長（清水繁昭） 大朝支所の実情でございます。小型除雪機は支所でございます。ただ、先ほど議員おっしゃいましたような形で、一般の方に貸し出しという体制にはなっておりませんが、芸北支所長申しましたような形で、今後やはりそういったことも考えていく必要があろうというふうに考えております。また、大朝地域280路線ぐらい除雪路線があるわけですが、業者さんが10社ということで、大体1業者さん当たり30近いものを持っておられるというところで、やはり幹線道路から先にやっただきますので、どうしても時間差が出てくるという実情はございます。その辺のあたりは、町民の皆様は若干我慢をさせていただいているという状況でございます。

○議長（藤堂修壮） 豊平支所長。

○豊平支所長（多川信之） 豊平支所です。除雪についての課題ということでもありますけども、私のほうで、町民からかかってくる事例でありますけども、2点、最近ではありました。早く除雪してほしいというのが1点と、また、町道除雪した除雪が出入りを塞ぐということで、今までは自分でのけとったんだが、なかなか年をとってしわい、のけてくれというものこの間ありました。そういう、それぞれの場合においても、原則、町道除雪においても迅速、また早期に効率的に除雪するというところで、何とか自助でやっていただきたいと、その都度その都度依頼しているような状況、そういう課題があります。また、支所の除雪機の課題ということでもありますけども、降った当日は、まず、豊平支所には、大小3台の除雪機がありますが、まず、駐車場、公民館等々、降った当日は本当にお客様というのを優先してやるのが精いっぱいありますけども、また一段落しましたら、そういう要望があった場合には、町道までの里道とか、そういうところを抜きたいという要望がありましたら、また関係機関と協議しながら、また検討していきたいと思えます。以上です。

○議長（藤堂修壮） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 各支所長、それぞれ地域性があって、路線のこと、いろいろ住民からの要望も違うと思うんですが、やはり共通した課題は高齢者、体の不自由な方の対応というのは非常に大きな問題になってくるので、そこら辺はやっぱり地域協議会なり、支所、また行政でしっかり対応していく流れをつくってもらいたいと強く要望しておきます。次に、児童生徒の通学路の除雪に対してお聞きするんですが、これに満足な対応というのができておるんでしょうか、お聞きします。

○議長（藤堂修壮） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 通学路の除雪の件でございますが、日ごろから児童生徒の登下校の安全確保に当たっては、保護者、見守り隊の方々を初め多くの地域の皆様のご理解とご協力をいただいております。冬期の通学路の安全確保について、国道、県道の歩道の一部については除雪を行っていますが、町内通学路全ての除雪には対応ができてない状況でございます。各地域の通学路の除雪については対応が可能な範囲で保護者の皆さんや地域の皆様のご協力をいただき、引き続きお願いをしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藤堂修壮） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） この問題につきましては、同僚議員また、この後も質問されるんで、私が1点思うのは、これは芸北分校の雄学館寮生が、ついこの間1月だったと思うんですが、クラブ活動終えて夕方、186号線を川小田から雄鹿原方面に歩いて帰っておられる。まだ除雪の跡のロータリーが飛ばしてないんで、拡幅が狭い中、歩道も確保されてない。除雪されてないんで、道路を歩いて帰っておられた。それ反射剤も何もつけてなかったんで、大変これは危ないなと私は思って、まだ、これを分校長の方にまで話はしてないんですが、こういったこともありますので、やはり安全確保のためにしっかりと歩道の除雪必要だと思います。芸北地域と豊平地域の小学校はバス通学生がほとんどなんで、歩いてくる児童はなかなか少ないんですが、やはり冬期は滑って転んだりする、そういったこともありますので、しっかりとした対応を要望しておきます。次に、除雪ボランティアなんですが、以前、この町でも除雪ボランティアによる除雪作業を取り組もうという話が私は記憶しておるんですが、こういったことは行われたのか、お聞きします。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 行政として、ボランティア活動について、どのように対応したかについてなんですけども、平成17年の豪雪のときに、除雪ボランティアを募集しまして、15名の応募がありましたが、実働はしておりません。また、平成19年にも除雪ボランティアの募集を行っておりますけども、現場での指揮、指導、活動時の事故防止などの安全対策を検討した結果、このときも実働しておりません。それ以降、現在に至って除雪ボランティアを募集したことはございません。

○議長（藤堂修壮） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） やはり雪かきをあまりしたことがない、経験がない方に、いきなり即戦力になってボランティアで来てくれというのは、これ極めて難しいと思います。やはり直接戦力になるのは地元の中学生、高校生、また行政職員です。ここの中に、全国の例があるんですが、秋田県の大仙市というところは、除雪デーというのを設けて、職員に一斉に、この日は除雪に回れとって指示して、一日中職員が除雪対応するという市もあります。これがやれというんではないんですけど、やはりそういったボランティアを活動する、しっかり動けるような状態をつくるということですね。このことについては非常に私は重要になってくると思うんですが、これは私の今回資料出させていただいたんですが、除雪作業中に亡くなる方が圧倒的に多いんです。いろいろさまざまな要因はあるんですが、先ほど私が申したような屋根の雪に挟まれて亡くなる方、溝に落ちて亡くなる方、除雪機のロータリーに巻き込まれて亡くなる方というのがあります。そうした中で、副町長は、除雪という経験がない方だと思うんですが、除雪ボランティアの必要性というのをどのようにお考えなのか、その点1点お聞きしてみたいと思います。

す。

○議長（藤堂修壮） 副町長。

○副町長（空田賢治） ご指摘のとおり、除雪というのをしたことがないので、今回、千代田地域に降った場合でも大変苦勞しましたけれども、今、ご指摘がありましたように、除雪作業というのは大変危険で、ある程度やり方などを熟知、体験してないと戦力にならないということがありますので、その対応については慎重に行っていく必要があると思います。今、地元の高校生でありますとか、役場の職員等ありましたけれども、例えば出身者の方で町に出ておられる方については、子供のころからやっておられる経験があるので、すぐに連絡取れるようにするとか、そういったことも、ちょっと今思いつきで言いましたけれども、考えてみてはどうかかなと思います。

○議長（藤堂修壮） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） ぜひとも町職員による緊急時には、みんな除雪対応していこうというような取り組みをぜひともこれから必要であるとは私は考えますので、そこら辺も考慮していただきたいと思います。最後になりますが、公共事業の今後の推移次第では、除雪が非常に困難になる状況が私は想定すると思っております。今後、この建設業者が維持していくためには、ある程度の公共事業が必要でありますし、その点について行政としてはどのようにお考えか、お聞きします。

○議長（藤堂修壮） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 公共事業の関係でございますが、ご質問のように公共事業、かなり減少しております。また、その中でも土木事業の減少は顕著になってきていると、これは事実でございます。そういった情勢の中で、まずは、除雪機械を維持していただいて、それから日々除雪に携わっていただいている業者の方には感謝を申し上げるところでございます。今後の除雪体制ということでございますが、除雪機械の老朽化、それから作業員の不足といった問題がある一方で、集落の人口減少、それから高齢化が要因であると思っておりますが、除雪要望が増加しているような状況があります。当方としましても非常に危機感を持っているところでございます。そこで、今後は路線の見直しでありますとか、各業者の除雪能力による割り当て路線の再編成でありますとかといったところで、極力効率的な除雪を行っていくという見直しが必要かと思っております。それから、さらに除雪機械の確保についても進めていく必要があると、今考えております。

○議長（藤堂修壮） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 建設課長のおっしゃるとおりで、もう除雪機を買ってまで除雪をするという重い負担はもうかけれないと私も思います。千代田地域なんか、特に雪が、年間何回除雪されるかわかりませんが、機械まで持って除雪するってあったもんじゃないと思います。そうした中で、一番大事なのはオペレーター、従業員ですね。この間、北陸地方の除雪作業の状況をやってみました。66歳のもう一遍リタイヤされた方が、再利用の中で除雪をされている。その方の言うておられるのには、除雪機を完璧にこなせるようには10年ぐらいかかるんだと。また、その路線の把握、現場の状況を見ながら除雪する。ここに何がある、ここに何があるというのを、ミリ単位ですよ、極端に言えば。ここにはいわゆるグレーチングがあって、今、1cmぐらい上がっている状況だから、ここはちょっと浮かさにゃいけんとか、そのぐらいなきめ細かなところまでオペレーターの方でやっています。だから当然初心者は、あちこちでぶつけ

たり落としたりするわけですよ。中には、何と除雪が悪いのうとって苦情まである。こちら辺はある程度目をつぶって、一人前になるまでという時間は必要だということをおっしゃると、やはり将来、除雪ができなくなる可能性が極めて高いよと。このこと、本当大変な時代を迎えてると思います。だから私は、町独自の公共事業をつくる必要性を常に言ってます。やはり道刈りだとか、川刈りも公共事業の一部として取り組む必要もあるし、私、若者定住促進住宅を前政権のときに訴えてつくっていただいたんですが、これは、ただ若者定住だけじゃ、目的ではないんだと。住宅をつくることは、少なくとも、20種以上の職種の方が携わって家はできますから。町内の波及効果はすごくあると。だから住宅建設、またお年寄りの住んでいる家を改修するときの補助事業でやることの重要性、これはこれからも必要となってくる。こういった点は、私は自分の考えは間違っていないと思うんですが、町長、いかがお考えでしょうか。今後の除雪を守っていくためのある程度独自の公共事業的なものの発注、こういったところを答弁願いたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 町長。

○町長（箕野博司） 公共事業をもう少し活性化して、土木業者の活性化を図ったらということがありますけども、必要な公共事業については、当然そういうことで進ませてもらえるというふうに思っておりますが、地域の中で、いろんな需要がある部分について、全て公共ということにはならない部分があるというふうに思います。そういう場合は、地域の中で、そういった消化ができるような仕組みづくり、地域づくりも必要なのではないかとこのように思っております。そういった幅広い観点で進めていきたいというふうに思っております。若者定住促進住宅等についても、どういう形が一番いいのか、いろいろこれからも検討していく必要があろうというふうに思っております。

○議長（藤堂修壮） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 公共事業予算、今年、国交省が出した予算、昨年並みの5兆円規模なんですよ。一番ピーク時は15兆円ぐらいあったんです。これ小泉政権から、また民主党政権でどんどん減らされて、全国の建設業者も3分の1以上がなくなるような流れで、大きな血を流された業者もいっぱいおられます。やはり、今後この地域の安全・安心を守るためにもある程度の公共事業、また災害対応ができる業者の育成というのは私は必要だと思います。健全で健康な優良な従業員、優良な技能者がいる会社は何社かこの地域にないと、その地域は、私は、安全・安心が守れる地域とは言えないし、そういう自治体でもないと、はっきり言えると思います。そういうところを大きく、私は強く要望じゃありません。これは要求させていただいて、答弁があればお聞きして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（藤堂修壮） 町長。

○町長（箕野博司） 先ほどもお答えさせていただきましたが、そういったところも十分考慮しながら進めていく必要はあると思っております。

○議長（藤堂修壮） これで宮本議員の質問を終わります。暫時休憩します。午後1時より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 52分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（藤堂修壮） 休憩前に続き、一般質問を続けます。次に、9番、中村議員。
- 9番（中村勝義） 9番、中村、さきに通告しております1点について、ただいまからご質問いたします。どうなる 平成30年産からの米づくりということで質問させていただきます。米政策が平成30年産から大きく変わります。生産調整は、産地の主体的な取り組みに委ねられ、政府の関与は縮小します。国が平成30年産から、生産収量の配分をやめる、かわって産地が需給調整を担うということで、現実的には生産調整は必要であるにもかかわらず、平成30年産からは、生産調整は不要になるといった誤解も生産現場に根強い勘違いがうかがわれております。国による生産調整の配分がなくなること、需給調整の責任感が低減したり、生産調整の徹底で、地域に温度差が生じたりすると、農家の間に不公平感が生じることも懸念されます。米は、産地全体の需給環境の影響を受けやすく、全ての産地で需給に応じた生産を確実に実施する必要があります。忘れてならないのは、米価の安定なしには担い手の農業所得が増大し、実現もいたしません。現場の不安を払拭するためにも制度見直しの内容を早急に農家に示すべきであります。また、30年産からは、生産調整を実施する農家に支払われておりました米の直接支払交付金、10a当たり7500円が廃止されます。このことから、需給をしっかりと調整して、価格の維持向上と経営の安定を図らなければ農家の手取りはますます減少することになり、生産調整の農家のモチベーションが下がらないための措置が欠かせません。政策転換の影響を受けやすいのは、大規模経営農家であります。需給バランスの崩壊、米価下落があれば経営を直撃します。このため、若手の担い手農家ほど不安視しておられます。そのためにも、生産調整を確実に実行するには、転作による主食用米を生産するのと同様か、むしろそれ以上の所得が上げられるかがポイントになると思われれます。農家の不安を解消するためには、具体的な支援策として、環境整備を平成30年産に向けて、今から急ぐべきと思われれます。そこで、次のことを伺います。まず、1点目ですが、平成30年産から米政策が見直されるということで報道されておりますが、その具体的な諸施策はどうなっているのでしょうか。お伺いいたします。
- 議長（藤堂修壮） 農林課長。
- 農林課長（藤浦直人） 平成30年産からの米政策の見直しとなる施策案はというご質問でございます。米政策の見直しに係る情報については、広島県農業再生協議会と共有を図るとともに、町の農業技術部会においても、何度も議題に掲げて、対応について協議を重ねているところでございます。しかしながら、国の施策の方向性が不透明でございます。町としての具体的な施策の立案には現在のところ至っておりません。今後も国、県からの情報収集に努め、速やかに対応できるよう準備してまいります。以上です。
- 議長（藤堂修壮） 中村議員。
- 9番（中村勝義） 来年に控えて、まだ不透明という部分で、具体的に対策は考えられないというようなことですが、今、現時点で見直しということになると、10アール当たり7500円がなくなる程度以外は全く予想も立たないというようなことでしょうか。生産農家としても、

ある程度具体的に、この点については変わるんだというようなものがあるものかないものか、ちょっと確認させてください。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 国からの情報、これは情報なんですけど、平成30年以降は行政による生産数量目標の配分が行わなくなるということ、米の需給、価格の安定を図るためには、各産地で売れ残りが発生しないよう、必要に応じた生産を進めることが基本であるということ、各産地が自主的に主食用米から飼料用米をはじめとする主食用米以外の需要のある作物に転換する取り組みについて、継続してほしいという情報は入っております。

○議長（藤堂修壮） 中村議員。

○9番（中村勝義） 米の見直しとしては、各産地で、今度はそれぞれ需給調整、バランス考えながらやれよということですので、それに対する、今からの施策、補助とか支援とかいう部分については、これから国のほうから決定がおりるということであれば、それを待たねばどうもならんということで、仕方がないなという農家の気持ちではないかと思われま。それでは2点目ですけど、米づくりの10アール当たり、今の7500円がなくなるということですので、米価の安定と採算性、所得確保、あるいは経営安定という形の支援策も今から打ち出されるということかと思いますが、米づくりの労力、あるいは経営環境を考えると、分岐点は、大体60kgで1万5000円から1万6000円の所得というような損益分岐点も計上されておりますが、とりあえず7500円がなくなるということに対しての支援策といいますか、その辺も一応見直し施策の国からの決定が出ると、各産地、生産地ごとでどうこうするというような所得的な保障も今のところ考えられないということでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 米の所得補償、7500円ですね。なくなるということは、反当当たり7500円は29年限りというところがございますが、それに対しての、それにかわる補填部分については、まだ情報等はありません。先ほどの質問で、ちょっと私も一部、県から情報等がある部分がありますので、それについて、先にお答えさせていただきます。諸制度の話ですけど、米の直接支払交付金7500円部分については、29年産で終了と。そのほか例えば経営所得安定対策の中の水田活用の直接支払交付金については継続予定と、収入減少緩和対策、ならし対策でございますが、これは継続するというような情報は入ってきています。

○議長（藤堂修壮） 中村議員。

○9番（中村勝義） 今、直接支払い、あるいは、ならし対策については継続していく見込みというような不透明の部分もありながらも続けられるのではないかとということで、少しは安心はするわけですが、この辺のとも踏まえて、とりあえず7500円がなくなるということで、かなりのマイナス部分もあるわけですが、そこらを鑑みながら、今年産米としての取り組みについて、今までと大きく変わった点とか、あるいは、こういうことを推進して来年に備えるというような考え方も含めて、本年度としての生産数量目標、あるいは、もろもろの農業振興策とかいう部分についての重点施策等をお聞かせくださいませ。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 見直しを控えます本年度は、農林水産省から全国の需要見通しに見合う生産量を生産数量目標として設定し、各都道府県に固定した比率で配分し、県から本町へは米の生産数量を1万276tと決定されております。これに基づきまして、町の農業再生協議会

幹事会において、町内の各地域農業推進対策協議会へ情報提供行ったところでございます。安定した所得が見込める非主食用米の取り組み拡大を引き続いて振興し、従来の主食用水稻と同体系の作業であること、また設備投資が極めて少なく済み、米価の上下に左右されない交付金所得が見込まれることから、非主食用米について推進していきます。施策としましては、従来からの地域の特性を生かした支援を担ってきました地域農業活性化支援事業を全町で統一し、非主食用米でありますWCSの町内需要に対して支援をしていくことを今検討しております。また、町段階で設定が可能であります経営所得安定対策における産地交付金においても、町で統一メニューとし、町の重点推進品目でありますトマト、ミニトマト、軟弱野菜、あと土地利用型野菜、キャベツ等への支援を集中することで、作付誘導を図っていきます。あわせて、ここでも加工用米の取り組み拡大に対し、支援を行っていきます。最終年として平成29年度で生産調整を着実に達成し、米価を安定させておくことが不可欠と考え、転作定着こそ価格安定の鍵と考えております。

○議長（藤堂修壮） 中村議員。

○9番（中村勝義） 今の非主食用米の推進ということで、今年度は今まで以上に取り組むということですし、転作、今の数量目標については1万276tということですが、これに対しては、今までどおり各4地区へおろされると思われませんが、この配分等については、今までどおりの4地区の協議会の方へおろされるのかどうかということと、非主食用米の推進を図るということですが、この非主食用米の推進という部分で、WCSとかキャベツとかいうような取り組みということですが、この非主食用米の生産推進について、目標的に、その地域等の特性もありますが、キャベツの場合は、芸北を特に重点的に何haとかいう部分での、ただ品目の呼びかけだけで、生産者の方へ面積のあれを一応取りまとめるという程度のものか、それとも、芸北地区はキャベツを何haする、千代田の場合は、白ネギ、あるいは青ネギ、トマト、ミニトマトとかいうような地域の特性も踏まえた推進目標といいますか、推進の面積等までの具体策が設定されるのか、今からされるのか、その辺は、ちょっとお聞きいたします。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 生産調整の配分は今までどおりでございます。昨年と同様にそれぞれの地域の反収とかを考慮しまして配分を行っております。それと非主食用米を進めていく上で、各地域に例えばキャベツを何haとかいうような今は計画は、そこまでは行ってません。計画をしておりません。品目としては、キャベツについては芸北から千代田まで全町的な取り組みになると思いますので、それに従って地域内に出向いて、大型農家さん、法人さん等へ推進してまいります。

○議長（藤堂修壮） 中村議員。

○9番（中村勝義） あくまでも農家サイドのほうの生産意欲を喚起するというのも大切ですが、ある程度推進する側としては、来年度以降、これだけの目標に向かって推進し、農家の方のやる気も起こしていただくという一つの数値目標というものは当然ないと、何の事業興すにしても、ただ生産農家へ任せて、その取りまとめをして、この程度だった。去年よりちょっと少ないから、ちょっと増やしてくださいよという程度のことでは成果も上がらぬと思いますので、この辺については、ある程度リレー出荷も含めて、今の課長言われた芸北はトマトとかいうような部分にしても、芸北のキャベツを中心に、キャベツの一大産地として、最低何haの目標で取り組んでいるんだというような、JAとの絡みもありますが、その辺の生産目標を掲げて、

農家の方へおろして、産地としての拡大を図るということは必要だと思っておりますので、ある程度の数値目標は当然設定して、農業振興の絡みで、米の所得に代わるものとして作物の推進をお願いしておきます。それと4点目ですが、農作業の事故が増えているということで、シーズン中によく、きたひろネット等でも啓蒙されておりましたが、農機具の事故防止に向けての取り組みということとあわせて、昨年までで実際にどれだけの農機具事故があったか、そして、その主な事故はどのような現象であったというような把握があれば、お聞かせくださいませ。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 農作業事故防止については、町が毎年発行しております北広島町農林業振興資料に掲載し、周知を図っておるところです。また昨年5月ですが、町の地域農業集団連絡協議会の総会の終了後、農作業事故の状況と防止策の取り組み及び刈払機の安全と保守管理についての研修会を行っております。今後も関係機関と連携を図りながら、広報等により、農作業中の事故防止について注意喚起に努めてまいります。昨年の農作業事故の発生状況でございます。15件ございました。この情報については消防署から提供いただいたデータでカウントさせていただきました。事故の内容でございますけど、15件の内訳として、コンバインでの作業中に2件、トラクターが1件、トップカーが2件、草刈り中に転倒、転落が3件、軽トラックで1件、一輪車で2件、その他農作業中に転倒が3件、あとお茶の木をヘッジトリマで刈り込みされてるときに1件ございました。計15件でございます。

○議長（藤堂修壮） 中村議員。

○9番（中村勝義） 今の15件のそれぞれの内容についてはお答えがりましたが、あくまでも、これは自己責任といたしますか、自分の方が、一応事故起きたということで、対物対人等への損害でなしに、あくまでも自損事故というような形のものか、あるいは相手がおられたのかどうか、この辺については、農家サイドも補償が絡んでくるというふうになったときに、その辺の部分がどうだろうかなと思いますし、これからも、特に草刈機というような部分については、道路沿いを刈りよると、小さい石が飛んで、ウインドガラス割ったとかというような事例もよく聞くわけですが、ここらについての事故はなかったのかどうか、この辺もあわせてお聞きいたします。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 自損事故でございます。物損は把握してません。ありませんでした。

○議長（藤堂修壮） 中村議員。

○9番（中村勝義） ほとんど自損事故で、相手のあれもないし、そういう物損事故もなかったということは、それだけ広報、あるいはいろんな手段を使って事故防止に努められた結果ということで解釈させていただき、本年度以降もできるだけ事故のないような取り組みをさらに求めておきます。最後5点目ですが、来年から、今の非主食用米の推進を重点的に図るということですが、特に当町は産直市としても3カ所ありますし、そこらに対しての産直市への出荷も含めて農産物の生産量の確保とあわせてまして新規生産者といたしますか、担い手を育成していかないと、産直市もさることながら、絶対量が不足していくという懸念もされるわけですが、特に新しい人、あるいは生産農家の育成ということでの取り組みについてお伺いいたします。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 先ほどの質問、草刈り中の事故のご質問、ちょっと訂正させていただきます。草刈り中1件ほどありました。草刈り中の夫に近づき、多分奥さんの話だと思うんですけど、

刈り刃が足に接触し、負傷したというのが1件ございました。訂正させていただきます。産直市の出荷量増と担い手育成についてのご質問でございます。産直市の出荷量増については、出荷用農作物、栽培用パイプハウスの購入及び設置、土地利用型野菜生産に係る機械など購入にかかる経費が対象となります町の園芸振興事業補助金を活用してもらうようPRしておるところでございます。担い手育成については、平成29年度も定年退職者、新規農業後継者を中心とした新たな農業従事者の育成確保と産直市への出荷量の増加を目的に北広島町農業塾を開校してまいる予定でございます。

○議長（藤堂修壮） 中村議員。

○9番（中村勝義） パイプハウス等の助成等も含めて園芸振興を図っていくということですが、このパイプハウスも新規に担い手として活動される場合は、かなり大規模な面積なり、ハウスの施設が必要となりますが、この辺について、ある程度支援策の見直しと申しますか、補助率を上げるとかというような、さらに担い手育成、あるいは新しく生産しようという人への支援策として、今以上のものが見込みとして考えられるかどうかということと、生産されても出荷体制と申しますか、自分としては、ちょっと遠方でもあるし、できた野菜をそこまで出荷できないというような方もおられるということも聞いておりますし、年々、年を取っていくと、今の年寄りの人も野菜はつくるけど、その出荷手段がないということで、だんだんやめていくという方もおられますし、今いろいろ問題になっております免許返納とかいう部分にいきますと、行動範囲が狭められるということになると、できた野菜が完全に換金化されないという懸念もありますが、ここらについて、できた野菜を有効に市場へ販路として確保するためにも、輸送手段という部分で、ある程度芸北の場合は、バスを利用して出荷されているというような話もありましたが、例えばバスによって、この産直市へ出荷されるというような試みがされましたが、その結果が果たしてどうだったのか、あまりにも好評だったので引き続きやるとか、今後の取り組みについてもお聞きいたします。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 産直施設への出荷でございます。出荷するには生産施設の整備が必要だということなので、単町の園芸振興事業を活用していただきたいということなんです。園芸振興施設の整備については、100万円以上の事業費で50万円を限度として、3分の1の助成とかを組んでおります。今後、これらについても再度要件等について内部で話し合いをさせていただいて、もっと補助ができないか、ほかの事業等ができないものか等について協議させていただきます。それと輸送手段でございますが、その結果については、今手元に資料がございません。把握しておりません。これについても各町内4つの指定管理してまます施設がございます。そことの打ち合わせ等させていただいて、出荷体制等について協議を今後行っていきたいと考えております。

○議長（藤堂修壮） 中村議員。

○9番（中村勝義） 今の芸北の場合の例を聞いたわけですが、数字的に把握していないということですが、今でもそういう体制は継続されておるのかどうか、利用者があるのかないのかという部分での数量的な部分でなしに、対策と申しますか、現状としても把握されていないのか、一応そういう取り組みしたが、実績もだんだん減ってきてるし、だんだんに減ってしまって、今はそれがありませんよというような部分か、その辺の実態がどうだろうかなと思うことと、新規の担い手という部分で、園芸振興作物等については、パイプハウスについて100万以上で

3分の1の補助というような具体的なものがありますが、園芸振興作物以外にも農業の新規就農とか担い手という部分で、やっぱり水稻を中心とした経営者も今から出てくるのではないかとと思いますが、そういう水稻中心の稲作経営に対する補助とかいう部分についての新規の考えというのはあるのかないのかお聞きいたします。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 新規就農関係で、一昨年ですが、町の認定研修生になっていただけてます稲作モデルとして、お一人今研修受けていらっしゃいます。あくまでもこの新規就農総合対策事業での取り組みでございまして、今後、水稻栽培するというのが一番農地を守るには面積が必要でございまして、面積分を確保していかなければいけないというようなところで、各地域でそういう取り組みに向けた話があるのであるならば、モデル事業を本格的な事業等にしていければと考えております。

○議長（藤堂修壮） 中村議員。

○9番（中村勝義） いずれにしても、平成30年産からの米の政策の見直しがあるということで、不透明な部分がある中での質問ということで、いろいろと回答としても難しい面もあったかと思いますが、いずれにしても30年産からは、米の政策そのものが変わっていくことですので、できるだけ情報を早くキャッチしながら、攻めていくといえますか、先取りをした農業振興のもろもろを特に強く求めまして、私の質問は終わります。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 先ほどの質問で、芸北地域から野菜がバスでやってくるという、一昨年始まったものについて答えてませんので、これについては、ちょっとこちらで再度、道の駅に確認させていただいて、私、今把握してませんので、現状について、また再度お答えさせていただきます。

○議長（藤堂修壮） 町長。

○町長（箕野博司） 農業振興対策という非常に重要な視点だというふうに思っておりますが、今、担当課長の方から回答いたしましたように、30年問題につきましては、まだ情報があまり入っていないという段階であります。しかし、今年度見直しを行ってきました農業振興計画、これに基づいて、農業振興を今後とも推進してまいりたいと考えておるところでございまして。ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（藤堂修壮） これで中村議員の質問を終わります。次に、2番、中田議員。

○2番（中田節雄） 2番、中田でございます。さまざまな角度から、まちづくりについて、いろんな質問がございまして、私は、子育て支援の立場から質問をさせていただきます。タイトルは、ひろしま版のネウボラへの対応はということでございます。ネウボラという言葉について、若干聞きなれない言葉かもしれませんが、昨年ごろから、新聞とかテレビとか、そういったことで、よく耳にいたします。これについては、昨年3月にも定例議会において一般質問いたしました。このときには、フィンランドで行われておるネウボラのあり方、要するに子育て支援グッズを配布してはどうかということでございましたけども、これについては福祉課長からの答弁は、必要ないものもあるかもしれないので、これは考えていないということでございました。その後になって、年度当初の予算の中で、ブックスタート、赤ちゃんへの絵本プレゼントということがされておりましたので、こういったものになるのかなという思いはいたしました。しかしながら、少子高齢化の中で、やはり子育て支援ということがいかに大事なことかという

ことも国の方から、重点項目として出されたようであります。本町においても、出生率が大体全町において100人前後、亡くなる方が200人ぐらいということです。いかに出生率が下がっている。この中で、いかにして子供さんを多く産んでいただいて、育てていくかと。これに対する支援は絶対的に必要不可欠であります。広島県としても、この子育て支援、要するにひろしま版のネウボラ、これを県内の全域へ設置を目指すということになっておるようでございます。これは、厚生労働省によると、県下全域でネウボラを設置を目指すのは初めてではなかろうかということでもあります。全国に先駆けて、この制度を導入すると。昨年、高知県の地域づくり、これを視察に行つてまいりましたが、高知県では地域づくり、要するに集落活動支援センター、これを県下に配置して地域づくりを行つておるということでもありますけれども、広島県としては子育て、ここに重点を置いて、各市町へそうした拠点をつくっていくことのようにあります。今年は、モデルケースとして、尾道市、福山市、海田町がモデル事業として選定されたようでありますけれども、5年後には、県内の全市町125カ所の設置を目指しておるようでございます。125カ所での相談員は512人を予定しておると。研修を通じて人材育成にも本年度から着手すると報道されております。これらの費用総額は、少なくとも29億円程度と試算されておりますが、それらをまた、今後検討の中で出産祝の贈呈も検討されるとしておりますが、これらの費用は、最大で60億円の規模になることが考えられるということでもあります。本町としても、こうした事業への体制づくり、これはどの程度進んでおるんだろうか。まだ今後の検討課題なのか、その点をまづもつてお伺いいたします。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） それでは、福祉課から回答させていただきます。ひろしま版ネウボラ事業は、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てへの不安が高まっていることから、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、母子保健と子育て支援が一体となったワンストップサービスによる切れ目ないサポート体制の構築に取り組むものでございます。本町では、安心して出産、子育てのできる環境づくりを進めるため、現在では、それぞれの担当課が連携を図りながら取り組んでおりますが、平成31年度をめどに、北広島町版ネウボラとして、妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センターの設置を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 中田議員。

○2番（中田節雄） 本町でもさまざまな取り組みをしておるということでありますが、今、課長の答弁の中に、それぞれの担当課とございましたけれども、それぞれの担当課というのは、どこでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） それぞれの担当課とは、保健課、教育委員会、福祉課がメインですが、あと保育所、子育て支援センター等々があります。以上です。

○議長（藤堂修壮） 中田議員。

○2番（中田節雄） 広島県がこうした施策を出してくるといふのは、これははっきりいって、1月26日の新聞報道でされております。これ、まだ説明会はないようですね。けれども、これをひもといってみますと、中身が2つか3つに分類されるのではなかろうかと思っております。1つは、妊娠時や産後の支援が中心となる施策、もう1つは、家事、育児援助や就労支援を含

めた支援体制を整えるということですが、これが2つ。もう1点考えるのが、これまだ検討課題ということかもしれませんけども、出産祝の贈呈ということ、この3つですね、恐らく。こうした、1つ目の妊娠時や産後の支援が中心となっておることについて、今、保健課の方で取り組まれておる、まず、第1回が訪問ですか、定期健診ですか、これが3回ですか。そのときに、ごみ袋も配布されておることのようでございます。これは、赤ちゃんのときですから多量のおむつが出る、それらに対する支援ということで、非常に有効な手段だと思っておりますけども、これらの受診率等の状況をお聞かせください。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課の方から、子育て世帯へのごみ袋の配布の状況について回答させていただきます。ごみ袋の配布については、保健師が初回の訪問時、乳児健診の前期、乳児健診の後期、1歳6カ月健診時に1人30枚のごみ袋を配布しております。そのときにメッセージカードを付けて、ラッピングをして、ちょっとプレゼントという形でお渡しをさせていただいております。12月末現在で、延べ273人の方にお渡しをさせていただいております。健診の案内に、ごみ袋を子育て支援の応援、という形で書かせていただいておりますので、皆さんの健診へ行こうという気持ちの一つのきっかけづくりにはなっていると思っております。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 中田議員。

○2番（中田節雄） お答えいただきましたけども、受診率の状況が抜かっているように思いますが、その点をお答えください。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 受診率でございますが、健診の受診率、乳児健診、1歳6カ月健診の平均でございます。今年度、今現在で97.5%でございます。26年度が95.2%、27年度が96.1%でございますので、年々受診率のほうは向上しているところがございます。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 中田議員。

○2番（中田節雄） 受診率はかなり高いというふうに思っております。これは全国的にどのレベルにあるのかわかりませんが、全国の自治体では、こういったことに取り組んでおられると思っておるわけですが、ただ、受診に来られない方、通常の場合は皆来られるんです。じゃなぜ来れないのか、ここはさまざまな問題を包含しているように思うわけです。個別のケースは違うと思いますが、やはり新聞報道にあるような、児童虐待などのリスクがそこにあるのかどうなのか、これは保健師としては、その業務に当たるのかどうかかわかりませんが、そうした実態をいち早く察知する能力、保健師の資質の向上、スキルアップ、これが求められておるのではなかろうかと思っております。この新聞でありますけど、支援拠点には、保健師たちが常駐ということがありますから、ただ、置いておくだけではなくて、いろいろな角度から研修を積み重ね、能力を積み重ね、そうしたことに対応することが必要だと考えますが、その点はどのようにお考えですか。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） スキルアップでございますが、議員おっしゃるとおり、本当に保健師の受けとめる力量というものをやはりスキルアップ、日々していけないといけないところがあります。今回のひろしま版ネウボラでも県の方で研修等組んでいただくことが多分計画に上が

ってくると思いますので、そちらのほうに保健師のほう、研修に出向かせ、改めて継続した対応ができることで、子育て世帯との信頼関係を築くことでの育児の安心感を与えられるような保健師を育てていくこと、あわせて、このネウボラに関しましては、いろんな医療機関でありますとか、こども家庭センターでありますとか、いろんな機関との連携が一番大切になってきますので、必要なサービスをコーディネートできる力、そちらのほうの資質向上にも取り組んでまいる予定であります。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 中田議員。

○2番（中田節雄） 現在のところ、かなり受診率が高いわけですが、それらの中で、大変なご苦労されてると思うわけです。健診に来られない方、この方々には、プライベートな問題あるかもしれませんが、どういったことが主な要因になられているのか、健診の案内はされているはずですが、ご存じないということはないと思うんですが、その点が、どういったことが原因に揭げられ、また、どういったことが課題になってくるのか、その点をお聞かせください。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 健診の未受診の方に関しましては、例えば乳児健診前期に来られなかった場合は、あと2回ほど健診のご案内をさせていただきます。対象年齢の間でしたら。それでも来られない方に関しましては、地域担当の保健師がおります。担当の保健師が対象の受診をされなかった方のお宅に訪問させていただいて、子供さんの発達具合でありますとか、子育ての状況とかについてご相談に応じているところでございます。未受診の理由として、一番大きなのが、病気があって、ほかの小児科とかにかかっているという方、また、お仕事の都合で、どうしても来られないという方とかがございます。お仕事で来られない方は、保育所との連携を取らせていただく中で、子育ての方へのご支援をさせてもらっているところでございます。以上です。

○議長（藤堂修壮） 中田議員。

○2番（中田節雄） 分かりました。今のところ、そういった心配するような児童虐待とかいうことは、今、答弁の中にありませんでしたから、安心しておりますが、1歳半を過ぎた、そうしたところのフォロー、やはり田舎であっても核家族化、これが進んで、じいちゃん、ばあちゃんがないということの中で、非常に不安を抱えておられる方もおられるかもしれませんけども、こうしたところのフォローというのはいかがでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 1歳6カ月健診後のフォローでございます。1歳6カ月健診後は、次の健診が3歳児健診になります。3歳児健診までの間では、2歳児教室でありますとか育児相談とかでフォローさせていただいております。また、1歳半の健診のときに保護者の方から、子育てについて悩んでいるとか、子供さんの成長発達についてご心配がある方については、子育ての相談会にご紹介させていただきながら、ご支援をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（藤堂修壮） 中田議員。

○2番（中田節雄） おじいちゃん、おばあちゃんがおられないというのは、確かに子育てについては、いろんな悩みを抱えておられる方もたくさんおられると思うんです。特に最初のお子さんあたりについては、大変な苦労されておるはずなんです。以前、冗談かと思うようなことがテレビか何かでお聞きしたことあるんですが、おむつのコマーシャルで、尿の関係が分かりや

すく、水色のおしっこに似たものを作っておるコマーシャルがございました。それを見た若いお母さん方が、何でうちの赤ちゃんは、おしっこが水色でないのかという質問があったというふうに聞いております。おじいちゃん、おばあちゃんがいれば、そんなことは一目瞭然に解決するんですが、それぐらい若いお母さん方は情報が入ってこない、その辺について、きちんとしたことが今ではされておると思っておるんですが、今、いろんな答弁お聞きして安心いたしました。ひろしま版のネウボラのところで、もう一つの問題点といいますか、施策の展開が家事・育児援助、就労支援含めた支援体制となっております。この点については、どのようにお考えですか。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 家事・育児支援のサービスにつきましては、平成29年度家事・育児支援サービスを計画しております。具体的に申しますと、産前・産後にヘルパーを派遣する事業と、産科医療機関に宿泊し、産後の体調回復や育児不安を軽減する産後ケア事業を今計画しているところでございます。以上です。

○議長（藤堂修壮） 中田議員。

○2番（中田節雄） これらの事業について、国からの補助金とか、そういったものはございますか。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 国からの補助金でございますが、2分の1の補助で国からの補助はございます。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 中田議員。

○2番（中田節雄） 29年度から、こうしたことに取り組みられていくということについては安心いたしました。国の補助というのは、これは29年度から始まったものなんですか。それとも、それ以前からあったものですか。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 以前からあった予算でございます。北広島町としては、来年度、この事業を計画するということで申請を予定しているところでございます。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 中田議員。

○2番（中田節雄） 今お聞きした中で、やはりこうした事業について、国は何らかのそうした補助制度、あるいは支援制度を設けておるといことですね。それらをやはり、今、うちの町には何が必要なのか、必要な施策はいっぱいあります。どれも大事なことばかりです。しかし、自分たちの中で、今、目の前の仕事の中で何をしていけばいいのか、こうしたことを広島県の施策が出る前に先取りをしてやっていくだけの能力、これが必要ではなからうかと思っております。次は、国がどういった施策を展開してくるか、県はどういった施策を展開してくるか、今の時代に何が必要なのか、こうしたことを先取りしてやっていくことが今の役場の事務の中で必要ではないかと思っているわけです。今年度、県がモデル地域として選定するのが尾道市、福山市、海田町ですね。都市部ばかりなんです。今このことが必要なのは、中山間地域ではなからうかと。都市部も人口減少大変なんです、やはりこの中山間地域に住んでいる我々にとって、非常に子供さんが少ない、高齢者が多い、この実態を目の前にして、もっともっと本町としても先取りしながら、こういった事業を取り組んでいく必要があると思うわけですが、まだまだ施策の展開、これをいかに先読みしていくか、この能力が、今の事務をやる能力も含

めて、先取りする能力も必要だと思っております。それと、この中で、125カ所に設置する相談員、これが512人必要だとなっておりますが、相談員というのは、いかなる人たちを指し、保健師とは違う業務だろうと思うんですが、どういったことを業務としてされるのか、まだ説明はないのかもしれませんが、その点、勉強されてればお伺いします。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 現時点で把握しているところでございますが、保健師、看護師、保育士等の子育て世帯のことについて、専門的な知識がある人ということを県の方からは聞いております。125カ所というのは、日常生活圏域での事業展開を県が申請しているところだと思いますので、北広島町では、4つの圏域ではないかと思っております。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 中田議員。

○2番（中田節雄） 本町では、4つの圏域ということは、合併前の旧町村ごとというふうには解釈してよろしいですか。はい、分かりました。こういった人たちというのは、先ほどあった保健師、保育士、看護師の資格を持った人たちですね。分かりました。こうした人たちが急に確保できるのかという一つの不安材料もございます。人材育成に17年度から着手と書いてありますが、果たしてそういったことが間に合うのかどうか、本町としても独自にそうした人材を早いうちから確保していく必要があるかと思うわけですが、やはりそうしないと、各地域実態に合った施策展開が私たち含めて、行政のほうも施策展開ができるかどうか、ちょっと不安なところございますが、その点はいかががでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 人材育成の件ですけれども、保健師等々の養成もありますけれども、保育士という職員もおりますので、そこらも含めた人材育成を今後図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 中田議員。

○2番（中田節雄） 今朝ほど保育現場でのお話ございましたけれども、なかなか正規職員でなしに臨時の方もおられるという中で、やはりこうした保育士あたりの人材を確保することは容易にできるのかどうか、この相談員というのが県から派遣されるのかどうなのか、また、町村の職員となるものか、また臨時職員となるのか、その点もよく分からないんです。まだ、よく分からないかもしれませんが、こういった方向性で検討されるか、分かりませんか。

○議長（藤堂修壮） 副町長。

○副町長（空田賢治） 今のやりとりですけれども、1月26日の中国新聞の記事に、ひろしま版ネウボラというのが出てまいりまして、この記事を見て、すぐ私も、先ほどモデル事業が尾道、福山、海田であるとか、全市町に拠点を置くと。じゃあこれ広島県が全部人材を確保してくれるのかと。方向性としてはいいことだと思うんですけども、市や町に事前に相談があったのかということで、事務的にすぐに確認させました。すると、今おっしゃったように、これから説明会があると。さらに、これは県の方は2月14日に当初予算の記者発表があるんですけども、フライングで書かれた記事だと思われま。方向性、検討しているのはいいんですけども、そういった詳しいことについて市町に説明されていないのに書かれたものでございますので、今の両課長の答弁というのは、そういう、なかなかはっきりしたものが言えないと思います。ただ、先ほど、県が施策を出す前に先見の明をもってやるべきだという部分については、少し反論といいますか、当町としましても、妊娠、もしくは婚活、結婚から妊娠、出産、子育て

てまで切れ目ない支援をしていく必要があるということで、今回、骨格予算の中ではありますけれども、妊娠、出産包括支援事業ということで、先ほどのような常識的なことも今はなかなか情報がなくてできない、子育て困っている方についてサポート事業をするということ、このひろしま版ネウボラということを県が、記事になる前に取り組みをしておりますので、そこら辺の取り組みについては当町内でも考えているところでございます。ですから、そういった2月中旬前後に、これについて正式な説明をやりますという事務担当の回答がありましたので、抗議するというのは止めてますけれども、不透明な部分があるということについてはご理解いただきたいと思えます。

○議長（藤堂修壮） 中田議員。

○2番（中田節雄） 私は、この記事を見たときに、すごい喜んだんですよ。まだ不透明な部分は多々あります。先ほど言いましたように、高知県の地域づくり、視察行ったときに、県職員を各基礎的自治体という表現されましたが、高知県内の自治体に職員を常駐させて地域づくりを行っていくと。入庁して2年目、3年目ぐらいの若い方をそこへ張りつけて、その地域実態を知った上で、また本庁に帰ってくるというシステムなんです、それにちょっと似たようなことかなと思っておったんですが、まだまだ説明会がないということで、ちょっとどうかなということはあるんですが、やはりこうした県から派遣となると、また、我々自治体の方としても、いろんな報酬であるとか、そういった問題が発生しないんで、非常にいい制度かなというふうに思っておりました。まだよく分からないと。フライングで書かれたということなんです、フライングして、また説明があるということですから、何らかの形で具体化されるものだと思っておりますが、最後に、出産祝の贈呈も検討しておることなんです、昨年3月の議会で質問いたしました。お祝い品をプレゼントしてはどうかということについて、不必要なものもあるから、そこまですないということでしたけども、制度としてきちんとなったときにはどうされますか。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 制度としてちゃんとしたものになれば、北広島町として、どういったものもいいかも含めて、検討というか、取り組んでいけたらと、研究していこうと思っております。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 中田議員。

○2番（中田節雄） 去年は福祉課長のほうから答弁あったんですよ。不必要なものもあるかもしれんから、そういうことはしないということだった。まだまだ検討すれば、幾らでも考えられるはずなんです。ですから、きちんと制度化された場合には、お祝い品として、きちっとそういうものを用意して、もう産まれる方が少ないわけですから、よくぞ産んでくださったというものも含めて、ごみ袋と一緒に。ラッピングをして、やはりお祝いをしてあげるのが行政としての姿であるし、また町民を代表するものとして、そういうふうに子育て頑張っていたきたいという思いの中でお祝い申し上げるのが筋だと思っております。ぜひとも、こうした施策を具体化する中で、いろいろ検討され、充実した施策となるように期待をしております。質問終わります。

○議長（藤堂修壮） これで中田議員の質問を終わります。暫時休憩します。2時20分より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 05分 休憩

午後 2時 20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（藤堂修壮） 休憩前に続き、一般質問を続けます。次に、8番、室坂議員。
- 8番（室坂光治） 8番、室坂光治です。次の事項について質問いたします。そば生産者の意欲向上について問う。豊平地域は、西日本一そばの町として、そばの生産に取り組んでおられます。昭和60年代ごろから栽培が始まり、最初は試験的に選定され、在来種や信州そばなどの品種を導入され、さらに改良を重ねてこられました。台風や長雨などの日照条件が悪いときもあり、天候に左右されたこともあります。皆さんもご承知だと思いますが、そばは非常に水分嫌いな作物であり、長雨のような天候が続くと雑草が生えて減収の原因となります。しかしその後、品種も改良あり、種子として、常陸秋そばや北陸2号など、その当時、播種用と試験されたものができました。天候の影響で収穫があまり望めないようであった。平成17年に平成の大合併で、芸北、大朝、千代田、豊平町が1町になり、北広島町が誕生しました。そのころから、豊平でのそば生産は増し、栽培の拡大がなされ、平成18年に新品種とよむすめができ、順調なスタートが切れました。平成22年には、米戸別所得補償制度が始まり、このころ、そば生産は順調に推移し、栽培面積約55ha、収穫面積48ha、収穫量平均32t以上の出来高になった。しかし、平成25年ごろから、天候不順や長雨、日照不足が続き、開花しても実がつかず、そば生産の方は意欲を失いかけておられます。このような状況で打開策はないのか、次のことを伺います。1点目、田んぼの排水対策、排水工事などにかかわる助成金など考えていただけないでしょうか。お伺いいたします。
- 議長（藤堂修壮） 農林課長。
- 農林課長（藤浦直人） 水田の排水対策、排水工事に対しての助成金というご質問でございます。水田の排水対策に対する国、県の支援策としては、園芸作物、野菜を栽培する目的で暗渠排水等の土地改良を対象とするものはありますが、そばの栽培を対象とした補助制度は現在ございません。町単独補助事業の北広島町地域施工支援事業補助金を活用していただくようお願いいたします。なお、町では、県内陸部振興対策協議会並びに町村会を通じまして、農業施設、水田の暗渠排水等の改修、更新に対する支援策について、引き続き要望してまいります。以上です。
- 議長（藤堂修壮） 室坂議員。
- 8番（室坂光治） 縷々お聞かせくださいましたが、豊平地域は、圃場整備事業が済んでから27～8年経過しとるんじゃないかというふうに思っております。先ほど言いましたが、排水溝が詰まっているため、このようなことは、全町全域にも言えることじゃないかというふうに聞かせております。ただし、作物として、そばの栽培は豊平が一番多いかと思いますが、地域施工事業でできんことはないだろうかと思いますが、そばばかりでなしに、水田でも、やはり水はけのいい悪いで、収穫量が物すごく違ってくるんです。ですから、この点は、今から減収

になるということは、確かになりますから、この点も今からは調査、調査しよつたら、遅いかどうか分かりませんが、何とかできる手段あればお聞きしてみたいと思いますが、あるでしょうか、どうでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 町長。

○町長（箕野博司） 今、担当から申し上げましたように、県の内陸協、あるいは町村会通じて、多面的機能の関係だっと思っておりますが、長寿命化で、こういった暗渠排水も県が指定すればできるというものがあって、それに乗れるように、県の方に要望しておるところであります。そうすれば、国からの補助が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということで、本当にそういう要望があるところは実施できるというふうに思っています。議員おっしゃるように、圃場整備をしてから、かなり年数がたっております。老朽化して、暗渠排水等も利かなくなっているという実態があるというふうに認識をしております。これらも今後制度がどういうふうに変わっていくかということもありますけども、たちまち、その制度利用できるような形にしていきたいということで、要望しているところであります。

○議長（藤堂修壮） 室坂議員。

○8番（室坂光治） 町長、今お話あったんですが、できるだけ、そういうことができるように進めていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。2点目で、そば刈り取り機械代金の費用（利用料）の見直しは考えていただけないかということを書いておりますけど、何せ1a当たり単価が1296円ということでございまして、これ私個人、市農協から請求書が来ておりますけど、私が刈取り面積が25.4a、刈取り単価が1296円、1a当たり。それから刈取り料金が3万2918円ということで、引き落としがいついついうて来ておるわけでございますけど、先ほどもお話したように、去年は見事に花が咲いとるじゃないという通りがかりの人もおられますし、中には、カメラを持って、30分か40分ぐらいずっとその花を撮られておる方もおられます。ですが、花が咲いたけ、今年はどう人が随分生産者もおられたんですけど、全然、花が咲いても実がつかんというようなこと、やはりその影響は、天候にもよります。やはり天候、雨というようなことが多くて、先ほど言いましたように、水はけがよくない田んぼ、額縁明渠と言いますけど、水を嫌う作物でございまして、できるだけそういうふうにはやっていかにやいけんと思っておりますけど、何かにつけて、先ほどは、これは刈取り料だけのことを言っておるんですが、それまでに、8月前、盆前ぐらいがピークになるんですが、そばの種を植えないといけませんよね。昔は、私が17～8年もあるだろうと思っておりますが、豊平分校があったころには、生徒と一体となって手まきですよ。大体機械では5kgから6kgという種を落とすということになっておりますけど、手まきだったら、その倍ぐらいは要ります。ですが、そのころはまあ出来よつたんですが、やはり同じ田んぼでやりますと、だんだんできんようになるのが現況でございまして、やはり会員さんが徐々に少なくなりよつたのが現状でございまして。それで会員さんの中から、単価をもうちょっと、機械代を下げてもらったらどうだろうかというような声もあって、これは、町もあれかも知らんが農協にもお話をさせていただきにやいけんのじゃないかと思っておりますが、そこらあたりを、こんなことをお話をさせていただくことができるものでしょうか、どうでしょうか。単価面について、ちょっとお聞きしてみたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） そば刈り取り機械の代金、利用料の見直し、下げてほしいというような

ご質問でございます。現在、豊平地域のそば収穫は、生産者と町、JAの特別会員で構成されています。豊平そば生産研究会が3台の汎用コンバインによって作業を行っておられます。そば刈取り料は、そのそば生産研究会において、機械の減価償却やオペレーター賃金等を試算されてきて決定されておられます。また、町といたしましても、現在行っています刈取り助成を継続し、引き続いて支援してまいります。

○議長（藤堂修壮） 室坂議員。

○8番（室坂光治） 続いてやるということでございますので、これもやっていただくようお願いしておきます。3番目の、30年度から、先ほど同僚議員もお話しましたが、戸別補償がなくなるということございまして、北広島町での特産振興の一端として、そばの取り組みや荒廃地の整備のことは急がれないんでしょうかということを書いておりますけど、今、私はそばをつくっていただくように助成とかいうことができるものならやっていただいて、そばをつくるファンを増やすということを思っておるところでございます。それというのも、豊平だけじゃ困るということではありますが、いろいろ豊平より隣県にも荒廃地とかいろいろあるんじゃないかと思いますが、そこらへの呼びかけ等はできないものんでしょうか、どうでしょうか。お聞きしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） そばの栽培については、現在、関係機関で構成します北広島町農業技術部会で、全町への栽培取り組みについて協議しております。本年度は、JA広島市管内の芸北地域への栽培について話を進めているところでございます。そばの生産は、圃場の状況、また、天候に大きく左右されやすい作物でございますが、管理が比較的容易であるため、荒廃農地での取り組みも可能であると考えております。再生利用可能な荒廃農地については、農地中間管理機構などを利用した担い手等への農地の集積、集約化を進め、そばなどの栽培により荒廃農地の発生防止に努めてまいります。また、荒廃地整備については、一定の条件はございますが、国、県事業での対応についても検討していく必要があると考えております。

○議長（藤堂修壮） 室坂議員。

○8番（室坂光治） そばの取り組みは荒廃地の整備、また近隣でもやるようなことができるようにするというふうにお聞きしておったわけでございますが、私が思うのに、豊平で、今は4軒か5軒ぐらい酪農家がおられますけど、以前、飼料作物をつくれよった畑も荒れたところが随分あるんです。それまで県の補助事業でやっておられたと思いますけど、そういうところに、それらはこういうふうに斜めになっているんです。ですから、水はけが十分いい思うんです。今、私が申すのは田んぼですから、稲も植えてもどっちもできるようなところへみんなもつくっていただいておりますが、ちょっと斜めのようになったところにつくれば、これが一番最適じゃないかと思います。雨降ってもずうっと流れるということで。そういう団地が今吉田のほうに随分酪農関係があったんですが、ほとんどじゃない、全部やめられました。ですから、その跡の荒廃地や何かも、できればそういうようなところ使ってもできるようにしていただくのいいか、いやいやそれはもう、それでなしに、田んぼへつくっていかんやどうもならんというようなことになるものか、ちょっとそこらを聞いてみたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） ご承知だと思いますが、旧豊平町では、水田転作でのそばの取り組みか

ら始まっております。今言われたように、町内には牧草地、傾斜のある牧草地がたくさんあると思いますが、その牧草地が荒れないような有効な手段として、そばの栽培については一番よろしいんじゃないかと思っております。傾斜がありますので、水はけもよく、栽培に適した農地であることは確かだと思います。この点についても農業技術部会等で検討課題とさせていただければと、有効活用を図る上で、そばを栽培していく上で有効活用を図ればと思っております。協議させていただきます。

○議長（藤堂修壮） 室坂議員。

○8番（室坂光治） 協議をするということで、ぜひとも1件でも2件でもそばファンを増やしていただけるようお願い、要望しておきます。4点目に、今年は、豊平そば祭り30年目を迎える記念すべき年であります。そのためにも、よく思ってくださいように、そば生産者に対して、何かいろいろなことをやっていただかなければいけないと思えますけど、それまでに、やはり町内では、年間でかなりのイベントなどをやっておられます。今、協議会でいろいろの面で一番困っておる、ネックなところは何かといいますと、やはり予算の面じゃないかというふうにも思っております。豊平でいいますと、そば祭りに出店するということになると、1店舗借れば1万2000円か3000円ぐらい出さなきゃいけないのです。そうせんと借りれません。そして、それから2日間、土日をやられますので、2日間で、自主申告ですよ。例えば5万円売ったんだが、自主申告、それは3000円出したけれども、それも自主申告、5000円出してもそうですが、というような形になっております。それで、今、それは祭りのことになると思いますが、皆さんで、このそば祭りを成功させようということになりますと、まだ、出店されることいろいろと増えてもらわなきゃいけないと思えますけど、その店舗を借りたりするお金が高いから出さんよという方が、毎年少なくなっておるんです。同じやるんなら、できるだけことはやっていかにゃいけないと思えますけど、この30年という記念すべきということになりますと、やはり大きな問題だろうと思えますので、一つ今後ともこういう記念すべき年に対して、町長、何ぼとかいう決め方はできんと思えますけど、予算の面で援助してもらおうとか、あるいは今まではやったことのないそばの早食い競争とか、いろいろなことのイベントとかいうのを今から考えていって、一つそばのファンやら、いろいろそばの町ということでございますので、何か考えていくように思っておるんですが、やはりお金の問題が一番先、頭に来るということで、なかなかできんように思うんですが、ぜひ、方策があればおっしゃっていただければと思えますけど、どうでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 町長。

○町長（箕野博司） 今まで30年続いてきたというお祭り、非常に地域の皆さんのご努力に感謝をするところでもありますけども、持続可能な取り組みということが必要になってくると思えます。先ほどのそばの生産についてもそうですが、地域の皆さん、生産者の皆さんと一緒にあって、知恵を出していかにゃいけない部分もあろうというふうに思っております。先般、JAとの話の中で、いろいろな可能性もあるんじゃないかということで、例えば契約栽培みたいなことを考えると、いろいろな方策を検討してみようというような話もさせてもらったところでもあります。イベントについても、地域の皆さん、豊平支所のほうも十分検討せにゃいけないと思えますけども、生産者の皆さん、地域の皆さん、実行委員の皆さん方としっかり協議をしていかにゃいけないというふうに思えますけども、各町内いろいろなイベントがあります。どこもなかなか資金の面では苦慮していただいておりますというのも認識をしておりますけども、どうか、いろん

なやり方を考える中で、知恵を出して進ませてもらったと思います。行政のほうも一緒になって考えさせていただこうというふうに思っております。よろしく申し上げます。

- 議長（藤堂修壮） 室坂議員。
- 8番（室坂光治） ただいま町長からお話がいただいたように、このそば祭り30年が記念すべき、この豊平で成功ができるように願う一人でございます。今後ともご支援のほどよろしく願いいたします。これで、私の質問を終わります。
- 議長（藤堂修壮） これで室坂議員の質問を終わります。次に、16番、大林議員。
- 16番（大林正行） 16番、大林正行でございます。通告しております障害者差別の解消施策、及び通学路である歩道の除雪について質問いたします。平成28年4月1日から、障害を理由とする差別をなくすための措置を定めた障害者差別解消法が施行され、町は、この法律に基づき、北広島町職員対応要領を作成し、告示されました。そこで、障害者差別の解消に関する具体的な事象について質問いたします。まず、障害を理由とする差別の解消の推進に関する北広島町職員対応要領が平成28年、昨年7月1日に告示されましたが、職員に対する研修はどのようにされたのか。町民に対する周知はどのようにされたのか。北広島町職員対応要領の第6、相談体制の整備の中では、関係者からの相談等に的確に対応するため、相談窓口を福祉課に置くかとありますが、今までの相談状況について伺います。
- 議長（藤堂修壮） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） まず、職員の研修の状況について、総務課の方からお答えさせていただきます。年間の職員研修計画の中では、例年、人権につきまして研修をする機会を設けております。今年度につきましては、1月に外部講師を招聘いたしまして、障害者差別解消法とはユニバーサルサービス接遇研修という研修を行っております。研修の中では、改正法の理解を深めることや障害のある方への配慮、対応であるとか、体験を含めながら研修を行っております。今後については、さまざまな機会を通じまして、職員研修、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。
- 議長（藤堂修壮） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 町民に対する周知、この職員対応要領につきましては、北広島町ホームページの方で掲載をさせていただいております。
- 議長（藤堂修壮） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 相談窓口であります福祉課への相談状況についてですけれども、今年度、これまでに役場にある車椅子の配置場所について2件の相談がありました。以上です。
- 議長（藤堂修壮） 大林議員。
- 16番（大林正行） この対応要領といたしますか、差別解消については、特定の部署だけではなくて、全職員が関係する問題だと思います。ということで人権研修の中で取り組まれたということですが、1月に取り組まれたということですが、どのような方法、例えば部門別であるとか、役職別でありますとか、管理者に対する責務と一般職員は相当違っております。そういったことで、どのような対処法とか区分けですか、それとも一括法ができてないと思うので、どのような方法でやられたのか、お伺いいたします。
- 議長（藤堂修壮） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 対象は、全職員を対象としてやっております。午前、午後と分けまして、2回の研修を行っております。中身については、障害者差別解消法とは、まず、この法の理解

でございます。それから、ユニバーサルサービスの心を形にするといったところで、接遇、要するに対応要領の具体的な中身についてもやっております。また、車椅子の体験、それから目の不自由な方を引率する体験等を行っております。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） 全職員を対象にされたということは、同じ内容でされたと思いますけれども、やはり管理監督者については相当な責務がありますので、そこらの配慮もお願いしたいと思います。それから、相談窓口であります福祉課には、2件の相談があったということでございます。車椅子の待機場所ですか、2件あったということでもありますけれども、私のほうにもいろいろと相談が寄せられておりますので、それについて質問をまずさせていただきたいと思っております。JRバスなどの乗合バスに乗りますと、障害者手帳を提示いたしますと、運賃が半額になります。そこで、町内にも巡回バスが運行しておりますけれども、これも運賃法によりますと、障害者手帳を出せば半額というふうになっております。しかしながら、ホープタクシーの場合は500円でございますので、250円の半額になるのかと思いましたが、300円というふうに設定されております。これは前政権の時代につくられた制度だと思うんですが、なぜ半額にならずに300円になっているのか、その理由についてお伺いいたします。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 公共交通機関の障害者割引のことにつきまして、企画課の方からお答えさせていただきます。この障害者への割引ですけれども、まず、前提としまして、国の指導がございます。路線バスにつきましては半額、タクシーについては1割引きとなるような通知が出ております。この基準を基に路線バスとタクシーの中間的な交通機関と位置付けられるホープタクシー、この割引率を4割といたしまして、運輸局に届け出て300円に設定してあるというものでございます。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） バスとタクシーの中間ということで、もともと500円もそういう設定というふうに聞いておりますけれども、私の聞いている範囲では、ホープタクシーというのは、一般乗合旅客自動車運送事業、乗合バスとして認可を受けておるというふうに聞いておるんですが、その中間というのは、どういう事業として認可を受けておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） ホープタクシーにつきましては、今おっしゃいましたとおり、乗合バスとしての認可を受けております。そういう認可でございますけれども、実態的には、サービスの提供状況、これが一般のタクシーに近い部分、相対でのサービス提供ができるという実態ということで中間的な位置付けと今話をさせていただきました。この割引率の設定につきましても一定の手続がございます、この割引につきましては、公共交通会議、この中で考え方を整理をして、それをもって運輸局に届け出て認可を得るというものでございます。この公共交通会議の意思というものが大きな要素だと思っております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） 300円ということでもありますけれども、子供の場合は、一般料金は250円、それで障害者手帳を見れば100円になります。半額以下になります。ということは、今おっしゃった理屈がどうも納得いかない。やはり乗合バスとして認可を受けておるんなら、

乗合バスと同じ半額にしたらどうかと思うんですけども、今、そういう会議はあるということでございますけれども、そういうところへ提案して、半額にこれからするよう取り組むお考えがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） この料金設定につきましては、ホープタクシー制度を始めたときからの制度でございます。これについて、今のようなご意見をいただいたということがこれまでなかったように記憶しておりますので、これをもって、それに組み込んでいくというところは、今この場では、すぐしますというふうな答えにはならないと思っております。そういうご意見もいただきながら、これから公共交通について考えてみたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） 私は、見直しをされるんじゃないかというふうに思っておりました。以前も体育施設を利用するとき、障害者割引がなかったということで、それも設定をされました。非常に障害者に優しいといえますか、取り組みがされてるなというふうに評価しておりましたけれども、これについても認可要件ございますので、そう簡単にはいかないと思っておりますけれども、ぜひ、乗合タクシーと乗合バスと同じような条件になるようにご努力いただきたいと思います。次でございますけれども、車椅子を利用しなければ移動できない重度身体障害者の方が町内におられますが、ホープタクシーを利用したくても利用できません。町民税は払っているのにホープタクシーに乗れない、私たち車椅子利用者は町民ではないのかという切実な相談が寄せられております。これは障害者差別解消法の障害を理由に施設等を使わせない不当な差別的取り扱いになるのではないのでしょうか。見解と障害者差別解消法の施行に伴い、何か対応策を考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 現行のホープタクシーにつきましては、おっしゃいますとおり、車椅子対応になっておりません。車椅子で乗車することはできない状況になっております。けれども、障害者に限らず高齢者なども含めまして、自立した日常生活や社会生活を確保するため、公共交通機関を利用した移動の利便性と安全性を確保していかなければならないと思っております。現在、公共交通の見直しに向けて、保健、福祉、医療、介護分野などを含めまして、そのあり方の検討をすることとしております。この中で、全てのこの移動手段を現行の公共交通のみで賄うのではなくて、利用者のニーズに応じた福祉、介護制度などの連携で、きめ細やかな対応手段ができないものかということで検討してまいりたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） おっしゃるとおり、全てをこのバス、タクシー等で解決するというのは難しいと思います。そこで、提案と申しますか、今のホープタクシーを改造して車椅子が乗れるようにするというと、1車両当たり、ちょっと聞いた話では数百万ぐらいかかるんじゃないかと、10台ありますから、すごいお金がかかるということでございます。それから、車椅子が乗れて人も乗れるようにいたしますと、車両も非常に長くなるということで、狭い生活道路に入っていくと、そういったことができにくくなるということが考えられます。また、車椅子の利用者の方が毎回乗降するというものではありませんので、経済的にも問題があると私も思います。そこで、対応策として、民間事業者が運行しておられます車椅子利用者を車椅子ごと運べるタクシーというのがあります。介護タクシーともいわれておりますけれども、これを利用

してもらって、ホープタクシーの利用料金相当額、現在では、障害者割引でいくと300円になりますけれども、これを自己負担してもらい、差額を町が負担する。そういうシステムができないのかどうかお伺いいたします。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） タクシーの利用ということでございますけれども、タクシー利用、これも一つ的手段だと思っております。いずれにしても、先ほど申し上げました各分野の検討の場を開くこととしております。この中で、利用者のニーズ、あるいは制度のあり方、そこら辺も研究して対応手段を考えていきたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） 障害者の方は、今も乗りたいけど乗れないとかいうことがあるわけです。検討とか研究というふうにおっしゃるわけでございますけれども、相当なスピード感でやらないといかないというふうに思っております。私、こういうことをいたしますと、どのぐらい町の負担が要るのか。私が先ほど言いましたように、差額を町が負担するということになると、どれぐらい負担するのかというので、ちょっと調べました。条件といたしましては、利用できる範囲はホープタクシーと同程度としまして、月に2回程度の利用で限定すると。そして、町が認めました障害者に対して利用券を交付いたします。事業者は、その利用券を町に提出して、差額の支給を受けられるという方法でございます。試算をいたしますと、タクシー代が1000円だいたしますと、それに車椅子で乗りますと、500円の加算が掛かります。合計1500円、往復いたしますと3000円でございます。先ほど300円の障害者負担を、往復でございますので600円差し引くと1人1回2400円が町の負担になります。月に2回となりますと、4800円でございます。こういった車椅子がないと移動できない障害者、重度障害者の方が何人ぐらいおられるのかということが分かりませんでしたので、福祉課の方に聞きましてけれども、把握してないということでありましたので、私、障害者の方に尋ねましたら、10人前後ではないかということでございます。この方が全部使われるかどうか分かりませんが、その仮定でいきますと、1年間で約60万円あれば実行できます。ですから、そんなに町にとって、これが差別解消でいいます過重な負担にはならないということで、合理的な配慮に合致するのではないかとこのように思いますけれども、見解を伺いたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） このタクシー利用につきましても、以前研究したことがあります。これは福祉施策としての研究でございますけれども、そういう利用もあるというふうな前提で考えておりますけれども、今は障害者の方、特に肢体不自由の方を前提のお話だと思っておりますけれども、それ以外に高齢者の方で要介護の方、要支援の方、それらも含めまして、ホープタクシーが使いたげられる方もおられます。そこら辺の整合性もとりながら考えていこうというふうなことで話をしておりますけれども、そういう全体的なものも含めて考えてまいりたいと思っておりますので、おっしゃいますとおり、できるだけスピード感持って、研究、検討してまいりたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） この問題は、今、私は障害者の差別解消という観点から聞いておまして、今のバス事業の改善というのは、またちょっと別の問題のように思っております。その中の一部ではあると思っておりますけれども、障害者対策等担当しておられます福祉課長の見解が本当は聞

きたかったんでございますが、福祉課としては、今の現状に、例えばホープタクシーの料金が半額になっていないとか、ホープタクシーに乗れないとか、そういったことに対する見解をお聞きしたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） まず、質問の車椅子を利用しなければならない重度障害者が町内におられますが、ホープタクシーに乗れないと。これは障害者差別解消法の障害を理由に、施設等を使わせない不当な差別的取り扱いになるのではないかという質問に対してお答えをしたいと思います。この事案につきましては、不当な差別的取り扱いには該当しないと考えております。不当な差別的取り扱いとは、正当な理由がないのに、障害があるということでサービスなどの提供の拒否、制限をするということです。正当な理由とは、その取り扱いが客観的に見て正当な目的のもとに行われたもので、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合でございます。この事案の場合には、仮にホープタクシーが車椅子でも乗れる仕様になっているにもかかわらず、障害を理由に、その乗車を拒否した場合は不当な差別的取り扱いに該当いたします。現在のホープタクシーは、車椅子が乗れる仕様となっておりますので、障害者差別解消法で定める不当な差別的取り扱いには該当しないということでございます。それから、タクシー利用の件についてですけれども、先ほど企画課長が答弁しましたように、障害者の方に対してのタクシー券の助成事業を検討した経緯があります。障害にはさまざまな種別があり、車椅子利用者限定でのサービス提供はなかなか困難ということで、障害者手帳所持者であって、公共交通機関を利用しにくい方全てに対して、そのサービスを提供することが最善ではないかと考えております。そうしたことを踏まえて試算をさせていただきました。かなりの費用が出ております。また、タクシーの事業者がこの町内に均等にあればいいんですけども、介護タクシーは一部の地域しかないのが現状です。芸北地域には介護タクシーもありませんし、タクシー事業者もないということから、その不均衡が今生じておるのではないかなというふうに思っております。今後は、福祉サイドから見たときには、タクシーが利用しやすいシステムというところも考えていかなければいけないのではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） ちょっと聞き漏らしたというんか、タクシー利用券の交付ということでいいですか。私が申しあげました車椅子利用者だけではなくて、高齢者も含めた全体に対するタクシー利用券の交付、これは相当な費用が掛かって、口では言われても実現が本当に行えるかどうか。私は、今、今回本当に困ってらっしゃる方がおるわけです。これに対して、すぐにできる、年間60万あったらできるんですよ。そういったことをやって、それから、今大きな話も並行して検討していくと、それでもいいんじゃないんですか。全てが解決しないとスタートしないと。そういうやり方をやっていますと、いつまでたってもできないということになります。できることから手をつけて、それを拡大していくと。そういう手法もあると思いますので、ぜひご検討いただきたいと、ここで結論をどうこうということではありませんので、ご検討いただきたいと思います。次でございますが、役場のロビー、この1階に車椅子が3台程度置いてあります。このロビーで時々イベントをされます。先般も高校生の修学旅行生のお別れ会をそこでされたようでございます。そのとき車椅子を利用したい人が行ったとき、車椅子がないということで困った。障害者の方にとってみれば、いつでも使える状態になっておるとわかっておるわけです。対応要領では、そういった場合、どのようなことを求めているのか、伺いた

いと思います。イベントするときに、その車椅子を邪魔になるというのか、そういったときは、どうしなさいということなのか、また現実はどうされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 総務課長。

○総務課長（古川達也） イベント時に車椅子を移動したということで、玄関入り口すぐ横に3台の車椅子を設置しておりますけれども、それを当然あるべき場所にないといった事態が起きてきて、これは大変配慮に欠けた対応であったと反省しております。対応要領でありますけれども、対応要領の中では、不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供、管理監督者の責務、それから相談体制の整備、対応措置等、研修も含めてですけれども、書いてあります。その中で、合理的配慮の具体的なところに例示として、幾つか例は挙げさせていただいておりますけれども、全てにわたって、具体的なものを載せているものではありません。基本的な考え方ですね。これを載せているものです。今回の車椅子を設置しているにもかかわらず、それが多分邪魔になったから移動させたといったことだったろうと思うんですけれども、それが対応要領以前の問題でありまして、やはりそこにきちんと設置されておるべきものであろうというふうに考えております。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） そのようにお願いしたいと思います。健常者から見れば、ちょっと短い時間だから、ちょっとぐらいいいじゃないかというふうに思うことがあると思いますけれども、障害者の方にとってみれば非常に大きな障壁であったりすることがありますので、ぜひ、障害者の立場に立った配慮をお願いしたいと思います。それから次でございますが、役場の裏側に駐車場がございます。お客様用の駐車場でありますけれども、ここに障害者用の駐車スペースが3台分あります。車椅子のマークが地面に張ってあるんですけれども、雪が降りますと、もちろん見えません。この前もあそこに2台ほど車がとまっておりました。その方は、見えんから当然いいんだろうなということで、何も障害者を示す、あるいは許可証もついておりませんでした。ということでありました。玄関にも、思いやり駐車場というのがありまして、ここには、そういった思いやり駐車場という、県がつくられたんですか、表示板がありました。要するに裏側にも、もうちょっときめ細かく配慮して、対応していただけないかということでございます。いかがでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 思いやり駐車場の件でございますが、これは広島県が平成23年から導入をしております。思いやり駐車場利用証交付制度といった制度でございます。公共施設やショッピングセンターなどの協力施設が登録した専用の駐車スペースを安心して利用できるように、必要とする人に利用証を交付しているものでございます。制度を利用している全国の対象駐車場で相互に利用できるという制度となっております。役場正面駐車場の表示板ですけれども、この制度に基づきまして、ステッカーを貼りつけ、設置をしております。現在正面については、駐車場は4台、3台プラス1、通常の駐車場についても、この思いやり駐車場といったものでありますので、4台分登録しております。これは登録が必要でして、南側の駐車区画については、今現在登録しておりませんので、協力施設として登録をした上で、設置をしていくように準備を進めていきたいと考えております。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） ぜひ登録をしていただいて、分かりやすいものにしてもらいたいと思いま

す。今おっしゃいましたように、思いやり駐車場にとめるには、思いやり駐車場利用証というのを交付を受けて、それからバックミラーのところへぶら下げておくということでございますが、あまり私見かけたことがありません。たまたまこの前、道の駅でぶら下げている人を見ました。これは市役所へ行ったらもらえるんですよということでありましたけれども、これは役場で交付されているのかどうか。交付状況をお聞きしたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 申し訳ありませんが、今、資料がありませんので、後ほど答弁させていただきます。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） 通告しておりませんので、これは。何件出したかじゃなくて、それで、どの部署で交付をされておりますか。総務なのか福祉課なのか。

○議長（藤堂修壮） 総務課長。

○総務課長（古川達也） これは、例えば障害者手帳の交付でありますとかといったところと一緒にありますので、福祉課。それから支所の窓口でも交付をしております。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） ちょっと心もとない感じがしますけれども、やっぱりこういう法律ができたんなら、それで模範になるのは役場です。公共機関がやらないと民間もついてきません。ぜひ、そこらもう一度見直していただいて、障害者の立場になった対応、それで私は研修の仕方等も聞いたんです。どうも表面的な研修になっているんじゃないかというような気がしたんでお聞きしたんでありますけれども、ぜひ、私が今言ったものは非常に障害者の方が日常生活、バリアになっているということはまだまだあると思いますけれども、その一部について質問させていただきます。健常者の人に分からないことも障害者の方は非常に負担に思っているというような、また障害にも本当に幅広いものがあるということでもございました。そういうことで、ぜひこの法律の施行を契機にいま一度見直して、本当に障害者も健常者も住みやすいまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。それでは、次の質問にいきます。通学路であります歩道の除雪についてであります。除雪全般については、午前中、同僚議員から質問がありましたので、私は、ピンポイントで行いたいと思います。国道でありますとか町道の除雪は、業者の方が実施しておられますけれども、児童の通学路であります歩道の除雪はされておられません。このされておられないというのは、今回、私が取り上げます261号線の本地部分でございます。大雪の日に登下校する子供たちは大変苦労しております。我々見守り隊も朝と迎え、送り迎えを交代でやっておりますけれども、大変でございます。特に通学距離が3キロ程度あります。それで新雪のときも確かに苦労しますが、このときは6年生が最初歩いて、ラッセルして、その跡を1年生とかがちょこちょこついていくということでもありますけれども、今の261号線を除雪した車が、その雪が全部歩道へかぶさります。そうしますと、山積みになって通学にも非常に苦労しますけれども、その雪が固まりになって、なかなか融けません。ほかのところは乾いとっても、いつまでも残っているということでもございます。そこで、通学路であります歩道の除雪を実施することができないか伺いたいと思います。午前中の答弁では、歩道の一部については実施しているということでもございましたので、その一部とはどこなのか、なぜ、一部だけなのか、そこらを詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 歩道除雪の件でございます。建設課からお答えします。歩道、今の261号線の本地ということでもございました。基本的に国県道の歩道につきましては、委託という形で、県から委託を受けて町が行っていると。除雪機も貸与ということでさせていただいております。千代田の地域で言いますと、この役場周辺の浜田八重可部線、それから春木へ向けての261号線が委託路線として、現在県の除雪計画の中に位置付けをされております。その関係で、そこを今やっているような状況です。261号線の本地につきましては、その位置付けがまだないと。それは、現状が今そうなっております。なぜかというところは、ちょっと県の除雪計画ということなんで定かではございませんが、1台ずつということでもございますので、なかなか飛んで、本地方面になかなか入りにくいということもあるのかなというふうには想像するわけですが、今の路線については、委託ということで受けてる路線に入っていないということでもご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） ちょっと分らなかつたんですけども、国道ではなくて、歩道の話ですか。歩道について、今、役場周辺と春木、あの辺は県から委託を受けてるから、歩道についても業者にやってもらってるということですね。確かに私も、これ261ではありませんけれども、ほかの地域に行きましたら、やっておられるところありました。具体的には川戸でございますけど、きれいに除雪がしてありまして、聞いてみますと、業者の方が朝早くされてますよということで、ちょうど下校時間で、子供さんが一人とぼとぼそこ歩いておられたのを見ましたけれども。どういふ、県のことだから分からないとおっしゃるのかもわかりませんが、しかし困るのは、北広島の住んでる私たち、子供だと思っております。理由も分からないでというのは、ちょっと納得がいかないと思っておりますけれども、今までそういうやってないところは、ここも対象にしてくれというような取り組みをされたのかどうか、それと、さっき聞きましたけど、なぜ春木とかこの役場周辺だけがなってるのか、その理由は聞かれておりますか。

○議長（藤堂修壮） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） その理由につきましては、直接ちょっとお伺いしたことがないので、ちょっと分かりません。それとあとは、これまでも、私初めてあのあたりの歩道の除雪ということでご要望いただいたようなことでもございます。今後も、もしできる可能性があるのであれば、うちのほうも、県の方へと協議をして進めさせていただこうと思っております。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） どうしても納得がいきません。現に、子供たちが朝晩通ってるわけです。しかも3キロ歩いてます。しかも国道の雪が歩道を埋めてます。我々が家の雪を車道に投げるとだめですと言われます。車道の雪は、歩道に投げてもいいんですか。そういうふうな疑問が起こるわけです。同じ県民でありながら、なぜ、お金の問題とかあるかもわかりませんが、もうこれは何十年も続いているわけです。今、雪が降り始めたわけではありませんで、そこらがどうも納得いかないし、もう少し、町としても平等な対応できるような取り組みを。大昔はおじいちゃん、おばあちゃんが朝早く出て、どんごろすに何か入れて引っ張りよったんですよ、歩くところを。そういったことも、今高齢化したり、もう7時には出ますので、それまでに、5時ごろから動かないかんということで、高齢化しておりますので、ちょっともうそれもできないということでもありますので、強く県の方へ言っていただいで、その結果をまたお知らせいただきたい。両側じゃなくて通学路だけでいいと思っております、経費の関係からいけば。そういった

取り組みと、もう一つ、今、261の除雪をしたときに、縁石のぎりぎりまでされます。道路は本当に雪がなくなります、きれいに。その雪が全部歩道にいきます。道路、国道には白い線が引いてあります。両サイドに。それぐらいでやめてもらえれば、そこから縁石まで1mぐらいありますので、そこへ雪がたまるんで、歩道にはかからないと。そういうような配慮も暫定措置としてでも、除雪ができるまでそういったこともできないのかどうかお伺いいたします。

○議長（藤堂修壮） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 車道の除雪の雪が歩道へということでございますが、除雪作業、国県道、交通量も多いということで、優先して、先にさせていただいているような状況です。その後、町道へと移行していくということで、業者も朝5時からかかって、非常に急いでやってるという状況にあります。また、当然暗い、それから雪が降ってる場合も多々あるというような悪条件のもとでの作業となっております。どうしても除雪をして、それからある程度、天気がよくなって、あと見られて、確かにそういうふうに感じられるかもわかりませんが、そのことを、その除雪をするときから、なかなかその成果として求めるというのは私は非常に困難だろうと思います。ロータリー車等であれば飛ばしてということで、きれいにできるということが期待できるわけですが、そのロータリー車も、このあたりではとても導入は無理ということがあります。そう言いましても、今のようなことがありますので、業者の方にも真摯的に現在取り組んでもらっておるところであります。できるだけそういったところを伝えて反映させていただくようにさせていただこうと思います。

○議長（藤堂修壮） 町長。

○町長（箕野博司） 歩道の件につきましては、県と協議をさせてもらおうと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤堂修壮） 大林議員。

○16番（大林正行） それじゃあ国道でございますので、県の方とも協議をするということで、歩道なんで、教育委員会の見解も聞こうかと思いましたが、それは止めまして、ぜひ子供たちが安心して通学ができますようにご配慮いただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（藤堂修壮） これで大林議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、明日7日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（藤堂修壮） 異議なしと認めます。よって本日は、これで延会とします。なお、明日の会議は10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 26分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~